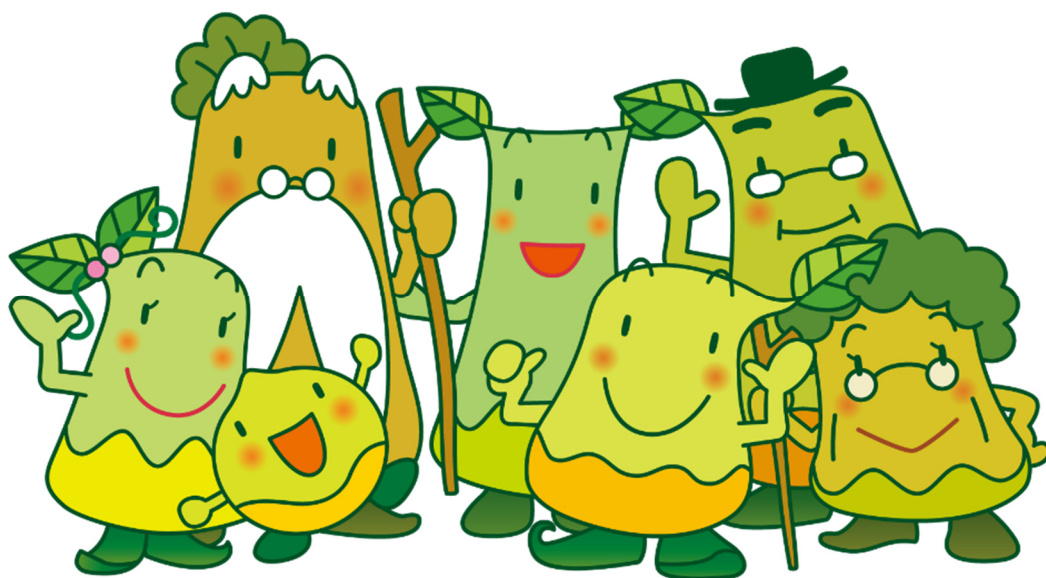


第2次真庭市地域福祉計画

和（輪）を大切に 共に支え合う まちづくり



真庭市キャラクター「まにろう」

平成30年(2018年)3月
岡山県 真庭市

ごあいさつ

真庭市では、平成 26 年度（2014 年度）に「第 2 次真庭市総合計画」を策定しており、「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル」の将来像のもと、「ひと」、「まち」、「市役所」の視点から各主体の役割などを定めています。

この度策定する「第 2 次真庭市地域福祉計画」は、真庭市の地域福祉の基本となる計画であり、市の総合的な福祉施策の理念・目標・方策を定め、市民・市・関係機関がこれを共有し連携することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とするものです。

地域福祉の推進にあたっては、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉や食育・健康づくりなどの保健福祉分野をはじめ、産業や農林水産、防犯・防災、社会教育など、市民の生活を取り巻く様々な分野の横断的な連携が必要です。

また、市内住民だけでなく、市外で暮らしながらも真庭市にご縁がある人（関係人口）の想いを受け止める仕組みをつくることで、多様な人材（人財）の地域づくりへの参画が期待できます。

そのため、市民の安全・安心の暮らしにつながる「福祉における地域づくり」と、市民が地域で活躍できる「地域経済、地域再生における地域づくり」を、「ひと」、「まち（地域）」、「市役所」の相互の連携・協働を図りながら推進し、市民の誰もが多彩なライフスタイルを選択できるまちを目指します。

最後に、計画策定にあたりまして、ご尽力をいただきました真庭市地域福祉計画等策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査及び市民ワークショップにご参加・ご協力いただきました皆さまに、心より感謝と御礼を申し上げます。

これからも、皆さまのご理解と主体的な参画をよろしくお願い申し上げます。

平成 30 年（2018 年）3 月



真庭市長 太田 昇

目 次

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
第 1 節 計画策定の背景と目的	1
第 2 節 計画の位置づけと計画期間	8
第 3 節 策定体制	10
第 2 章 真庭市を取り巻く現状と課題.....	12
第 1 節 「人」づくりに関する現状と課題	12
第 2 節 「地域」づくりに関する現状と課題	13
第 3 節 「基盤」づくりに関する現状と課題	15
第 3 章 計画の基本理念・基本目標.....	19
第 1 節 基本理念	19
第 2 節 基本目標	19
第 3 節 施策の体系	21
第 4 章 進めるべき方策.....	22
基本目標 1 誰もが地域を担う主役となる「人」づくり	22
基本目標 2 支え合いとつながりのある「地域」づくり	29
基本目標 3 地域の多彩な暮らしを支える「基盤」づくり	38
第 5 章 地域福祉計画の推進体制.....	49
第 1 節 計画の推進体制	49
第 2 節 CAPD サイクルによる点検・評価	49
第 6 章 資料編.....	50
真庭市の統計・市民意識の状況	50
国の制度・動向	74
真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程（一部改正）	77
真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	79
平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度）地域福祉計画等策定ワーキンググループ担当者名簿・会議状況.....	80
用語解説	82

用語解説について

計画書本文内で、右上に※印のついている用語については、P82の「用語解説」で説明しています。

例：共生社会※



第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

（1）計画策定の背景

本市では、平成24年（2012年）3月に「真庭市地域福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「和（輪）を大切に 共に支え合う まちづくり」を基本理念に、「支え合う気持ちづくりの醸成」「地域活動の応援」「和（輪）づくり」「安心して暮らせるまちづくり」の4つの基本目標を掲げ、共に支え合う市民満足度の高いまちづくりを目指し施策を推進してきました。

しかし、近年の少子高齢化の進展、核家族化、ライフスタイル（生活様式）の多様化により、地域社会から連帯や相互扶助などの意識が希薄化しており、社会的孤立へと陥りやすい構造が課題となっています。

また、前計画から6年が経過し、一人暮らし高齢者や認知症*高齢者の増加、障がいのある人の雇用、ひきこもり、生活困窮者*や子どもの貧困の問題など、新たな課題やそれらが複合的に絡みあった、既存の制度や一方的なサービス提供だけでは十分に対応できない課題も顕在化しています。

こうした課題に対し、平成28年（2016年）の改正社会福祉法により社会福祉法人の公益的な取組がより求められるようになり、また同年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、老若男女、障がいや難病*のある人も、誰もが家庭や職場、地域などあらゆる場で活躍できる全員参加型社会を目指し、子育てや教育、働き方、介護の環境整備の基盤強化による新たな経済社会システムの構築を図る方針が掲げられるなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

これからは、地域福祉の枠組みを広く捉え、市民が支える側・支えられる側という一方的な関係ではなく、相互に支え合えることを意識しつつ、市民全員があらゆる分野の活動に参加できる機会を得られるまちづくり、いわゆる「地域共生社会」を実現させていくことが重要と考えられます。

この度、前計画の計画期間が終了することから、法制度の変化や前計画での取組や実績の評価・検証により計画の見直しを行い、これからの本市の地域福祉推進のため、「人」づくり・「地域」づくり・「基盤」づくりの3本に基本目標を整理し、基本理念の実現に向けた「第2次真庭市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

(2) 地域福祉の考え方

① 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域社会の中で、その人らしく安心して生活が送れるよう、地域住民や団体、行政等が協力し合い、共に生き支え合う地域社会を指します。

「地域福祉計画」は、地域が抱える生活課題の集約や課題解決に向けた地域住民や団体の主体的な活動の活性化と活動への支援、縦割りとならない総合的な公的福祉サービスの提供に向けた仕組みづくりの検討など、地域福祉の推進に向けた方向性や取組を定めたものとなります。

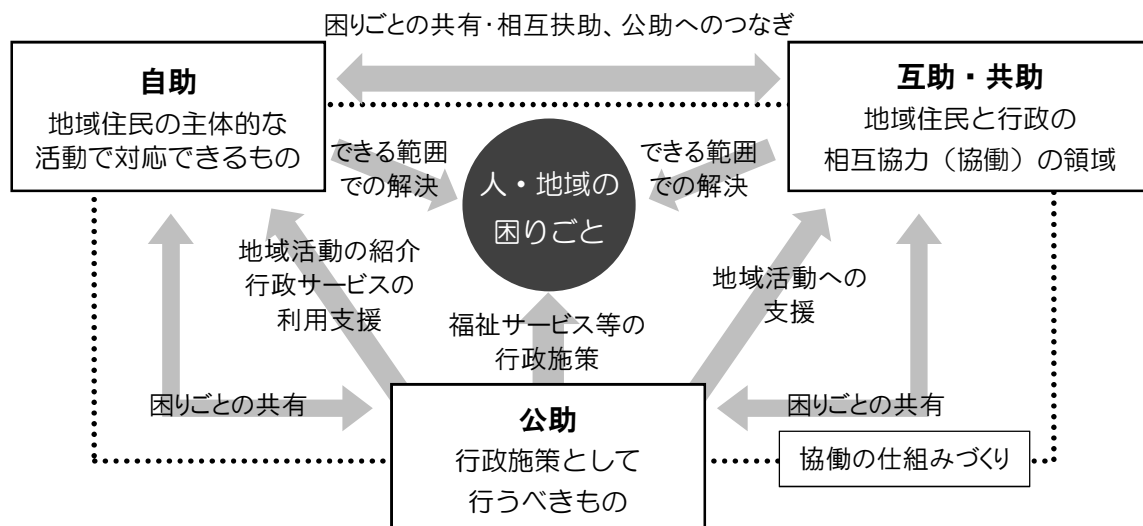
地域福祉及び地域福祉計画の推進にあたっては、市民と団体・行政との協働※による施策の展開が不可欠であり、市民参画を得ながら取り組んでいくことが重要です。

② 4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点

地域福祉計画では、市民、関係団体、行政等が福祉の4つの助け（自助・互助・共助・公助）の視点に基づき、それぞれの役割の中でお互いを補完しあいながら協働で課題解決に向けて取り組める仕組みの構築を目指します。

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

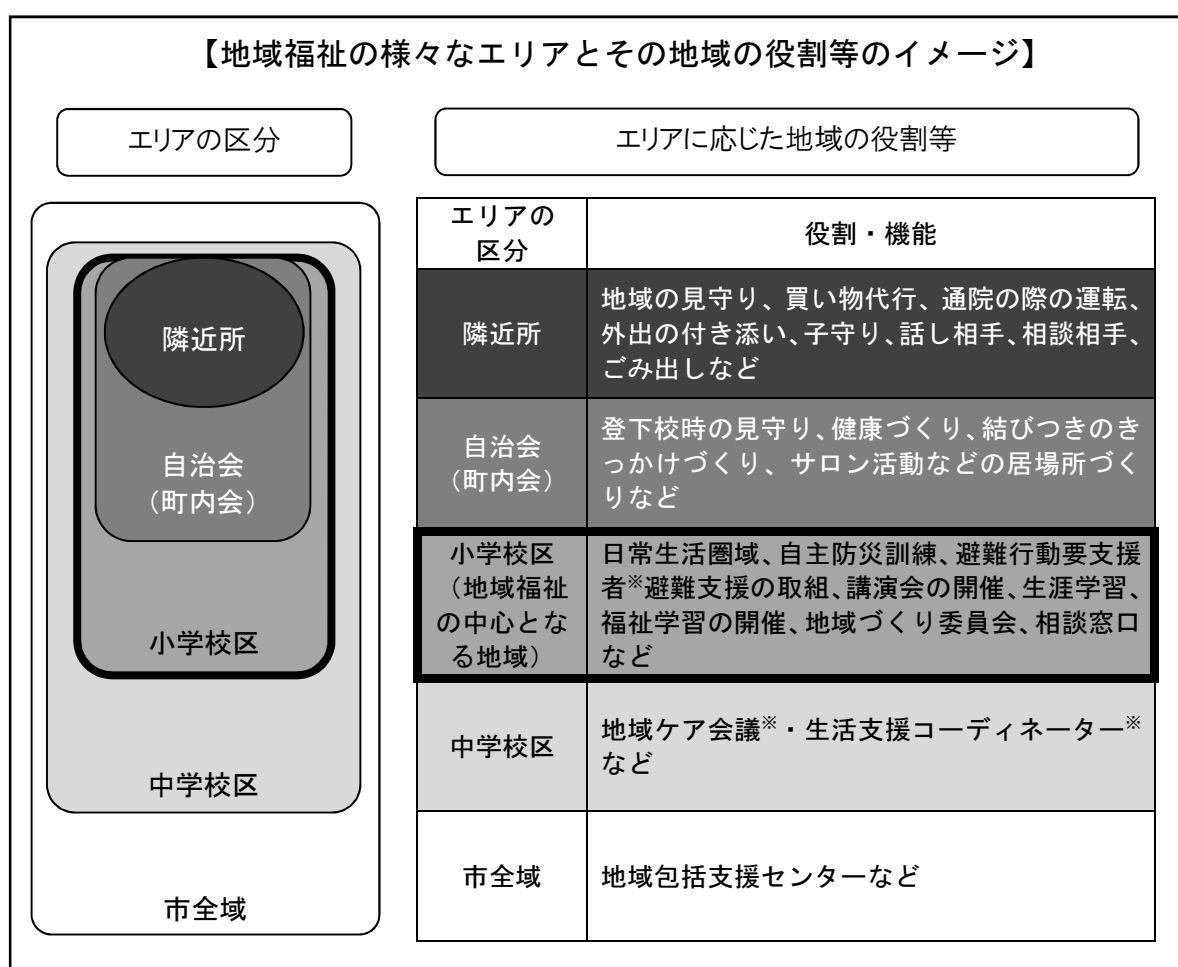
自助	個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
互助	地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）
共助	NPO※、ボランティア※・住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」で福祉活動に参加して地域で助け合う）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）



③ 地域福祉のエリアの考え方

地域福祉活動は地域の様々なエリア（範囲）で行われます。また、それぞれのエリアの地域では、その広さや大きさに応じた機能や役割があります。実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、概ね次のイメージ図のように整理することができます。

福祉における地域づくりの体制については、ある一定の規模と人数、文化的な繋がりや活動実態、そして、我が事として課題を共有できることが重要であります。共に支え合う地域づくりの中心となるのが、小学校区単位を中心としたエリアになるものと考えられます。



※地域性によって相違があるため、必ずしも役割等を限定するものではなく、イメージです。

④ 地域福祉の推進を担う各主体の役割

本計画では、地域を構成する各主体の役割を次のように想定しています。こうした役割について、各主体との共通認識を図り、全市一体となった地域福祉の推進を目指します。

一人ひとりの役割

住民一人ひとりが地域福祉に対する関心を持ち、地域の一員として、日ごろからのあいさつや声かけ、見守りなどに努め、地域の困りごとの共有や助け合い、支え合いを実践していくことが大切です。

また、地域福祉や地域の活性化を担うリーダー人材として、地域活動の企画や運営、連携にも参加していくことが大切です。

地域の役割

地域では、自治会（町内会）や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、自主防災組織など様々な地縁団体が活動しており、生活環境の整備や福祉の向上などにおいて重要な役割を果たしています。

それぞれの地域活動を通じて、地域の様々な生活課題を共有し、地域の中で解決していくための方策を話し合い、生活課題の解決に向けた取組を進めることが大切です。

NPO（特定非営利活動）法人・ボランティア等の役割

NPO法人・ボランティアは、交流・遊び・話し相手や趣味・レクリエーション活動（余暇活動）、介護・手話通訳活動など様々な活動を行っており、保健・医療・福祉の事業やまちづくりの活動等、課題に対する支援を行っているものもあります。

これらの各団体が行う地域福祉活動の充実を図るとともに、地縁団体や社会福祉協議会、行政等と連携し、効果的な活動の展開を行っていくことが求められています。

社会福祉事業者（社会福祉法人等）の役割

社会福祉事業者とは、社会福祉法第2条を根拠とする社会福祉事業を行う者であり、社会福祉法人とは、同法第22条に定義される社会福祉事業の実施を目的とした法人を指します。

社会福祉事業者として、利用者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービスを提供することが求められます。また、社会福祉法人に、「地域における公益的な取組」が責務に位置付けられていることから、制度化された事業だけでなく、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かした地域における公益的な活動を通して、制度のすきまにいる人を支援する役割も期待されています。

福祉分野以外の機関等の役割

福祉の領域だけでなく、商業やサービス業、工業、農林水産業、防災・防犯、環境、地域おこし、交通、都市計画など、地域経済・社会全体で地域そのものを元気にする地方創生※の取組を行っていくことが、誰もが安心して生活できる基盤につながるものと期待されます。

そのため、各分野の企業や関係機関等は、地域活動を行う団体や福祉分野をはじめとする関係機関との連携・情報共有を図りながら、新たな地域資源の掘り起こしや新規事業の創出など、地域の活性化に取り組んでいくことが大切です。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、社会福祉を目的とした事業の企画・実施や、住民が社会福祉に関する活動へ参加するための支援など、地域に密着した様々な事業を行っています。

社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」では、地域住民、社会福祉に関する活動を行う人や団体等、また、社会福祉事業者などとの連携のもと、地域福祉の推進に向けた民間レベルの活動や事業が定められています。行政の策定する「地域福祉計画」の実行計画にあたるため、計画の目指す方向性等について相互連携を図っていくことが必要です。

今後も地域福祉を推進する中核的な機関として、組織の機能強化を図り、地域における多様な課題の把握と解決に向けた事業展開を図るとともに、住民や地縁団体、ボランティア・NPO、社会福祉事業者、行政とのコーディネート役としての機能が期待されます。

行政の役割

行政は、住民や地縁団体、企業等の自主的な活動を促し、地域福祉と地域の活性化を進めるとともに、市民福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進する役割を担っています。

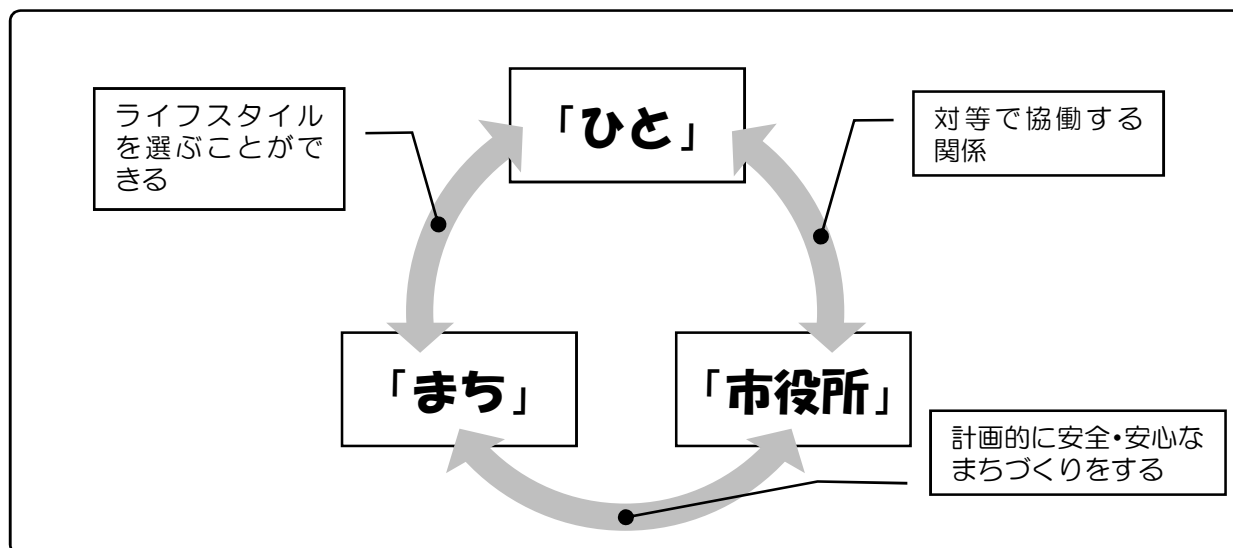
そのため、市民の生活実態や地域福祉を推進する団体や関係機関の活動実態を把握し、地域の生活課題の変化に対応するため、それぞれの役割をふまえながら、相互に連携・協力を図り、効果的な地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、地域共生社会の実現にあたっては、福祉分野だけでなく、地域経済・社会全体で地方創生を図る視点も必要であることから、庁内関係部署が横断的な連携を図りながらそれぞれの生活課題に応じた支援ができるように取り組むほか、関係機関や団体、関係人口※等との連携による生活課題の情報共有、新たな地域資源の発掘・活用など、安心の福祉と元気な地域の視点を持って環境づくりを行います。

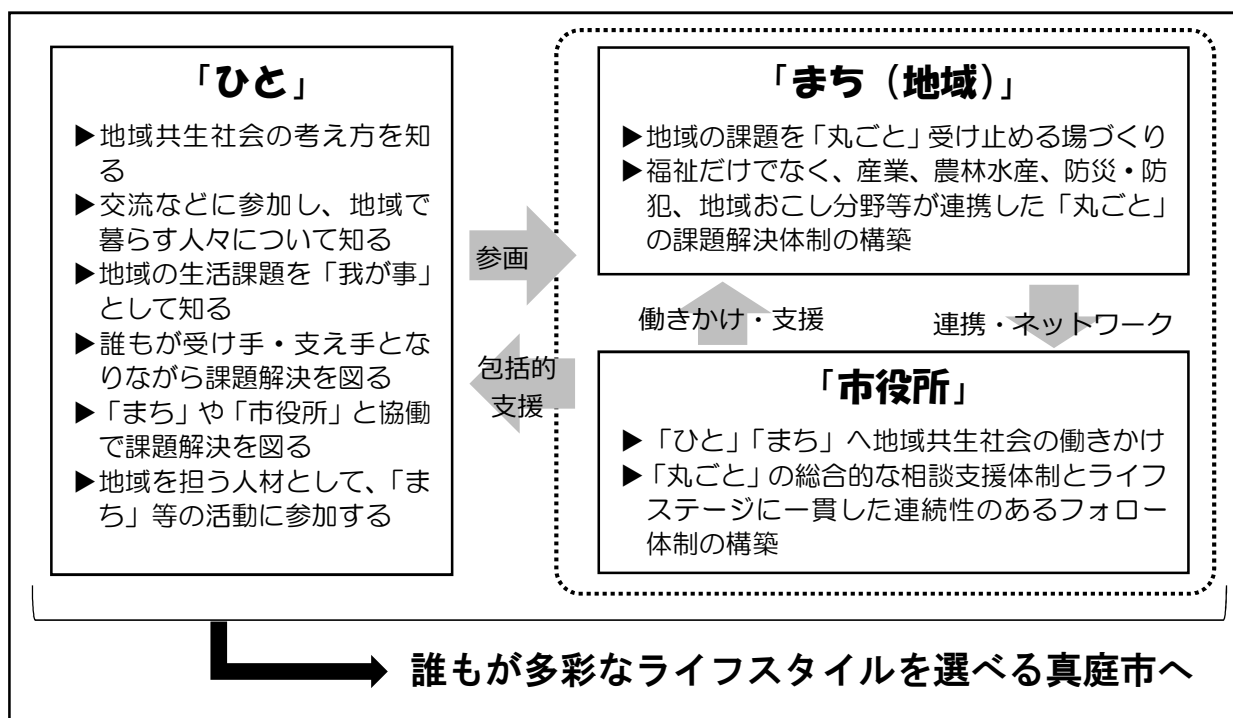
(3) 真庭市が目指す地域共生社会

第2次真庭市総合計画では「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル」を将来像に掲げており、「ひと」、「まち」、「市役所」の視点から各主体の役割などが定められています。本計画においてもこの視点をふまえながら、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

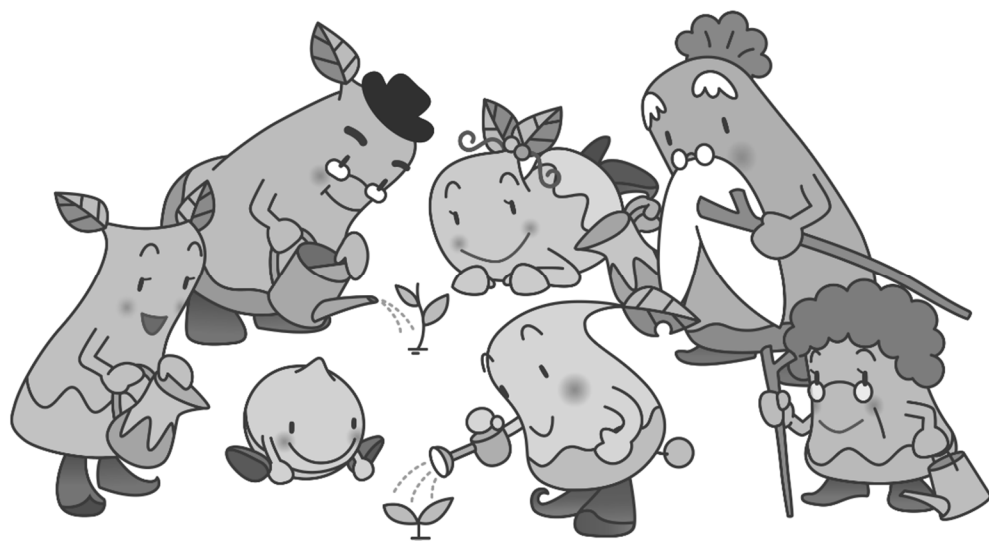
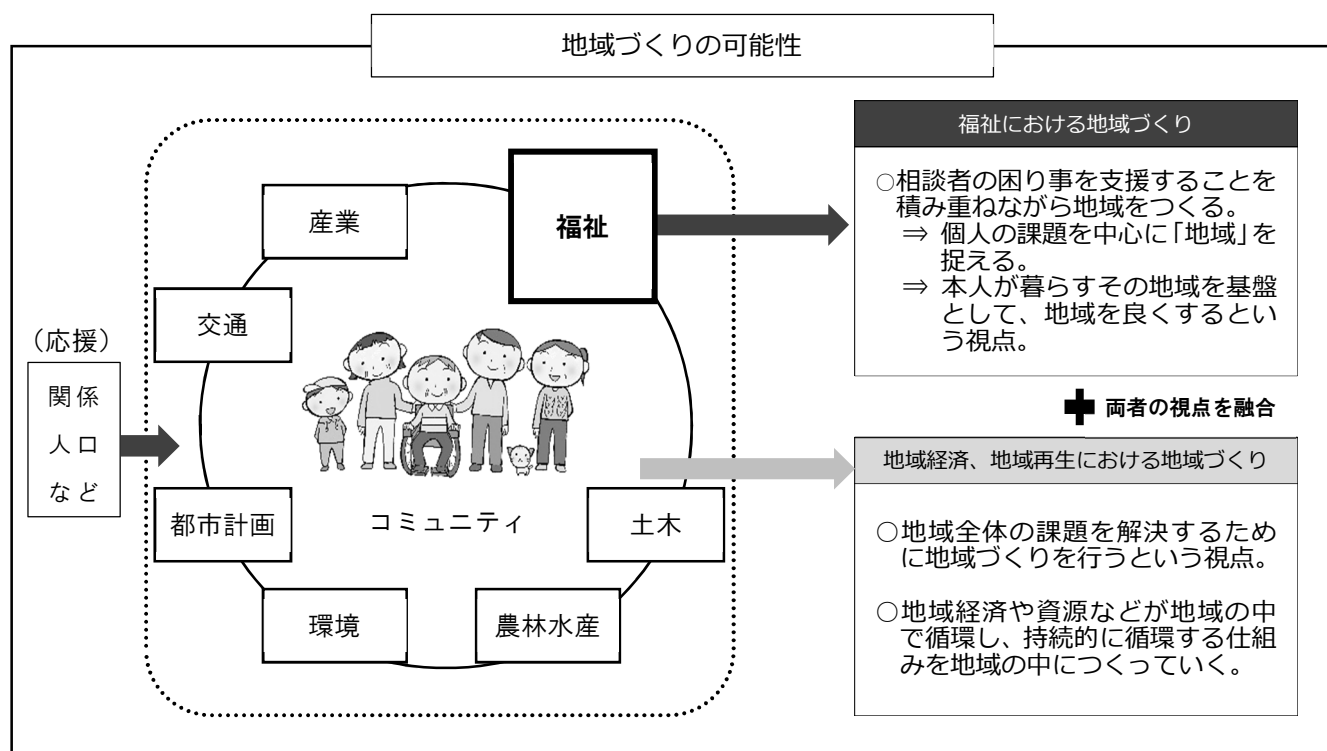
■「ひと」「まち」「市役所」の関わりのイメージ



■地域福祉計画における「ひと」「まち（地域）」「市役所」の役割のイメージ



■真庭市が目指す地域福祉の姿



第 2 節 計画の位置づけと計画期間

(1) 法的な位置づけ

真庭市地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」のために策定した、同法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

【改正「社会福祉法」(抜粋)】

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

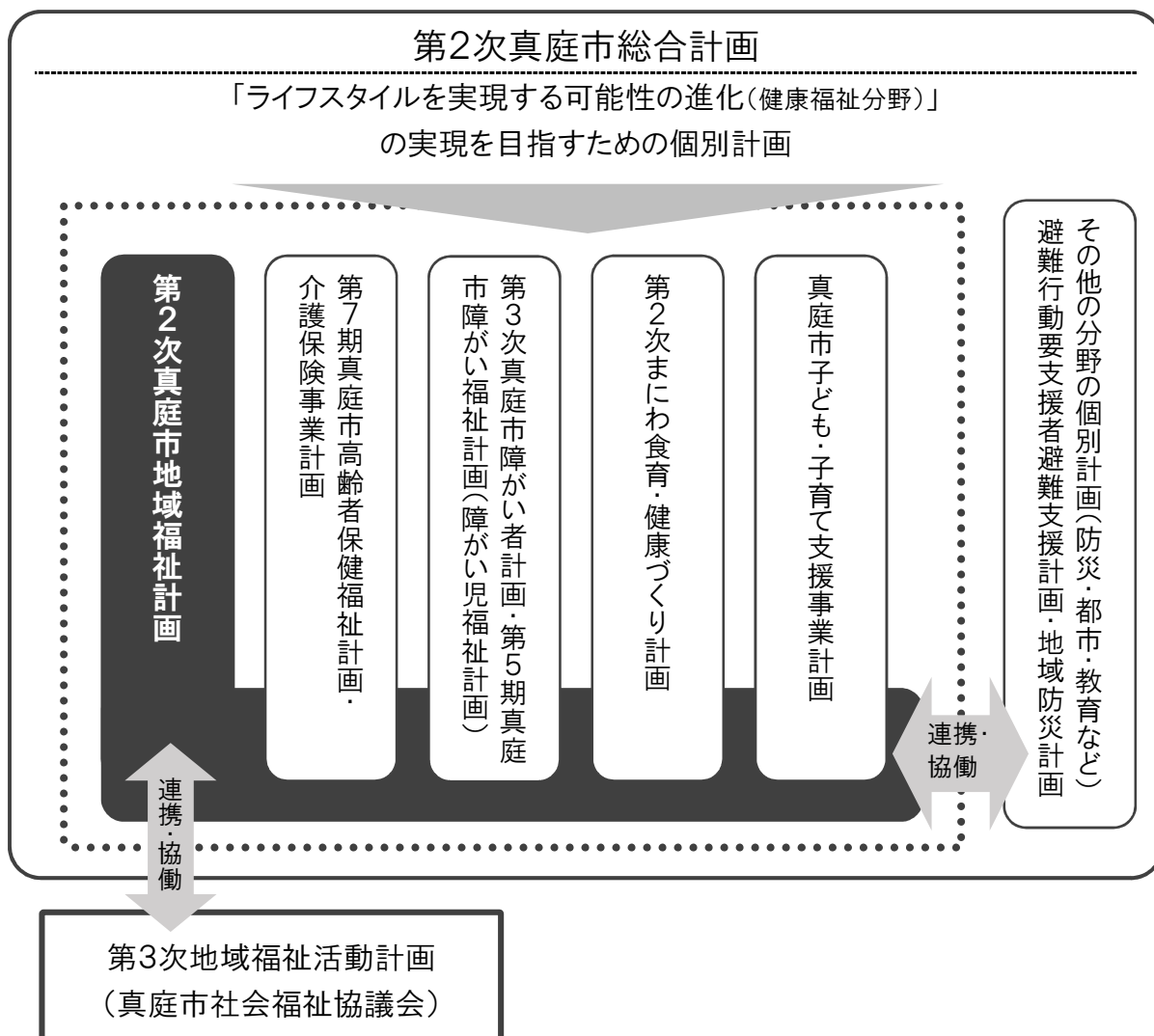
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。

また、本計画は児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉等の福祉関連計画の上位計画として位置付けられ、各計画との整合を図りながら横断的につなぐものとし、関係各課・団体・機関等との連携・協働のもと総合的に推進するものとします。

さらに、真庭市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りながら計画を推進していきます。



(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 6 年間です。ただし、社会情勢の急激な変化に対応するため必要に応じて見直すものとします。

本計画と 主な関連計画	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)	平成 35 年度 (2023 年度)
第2次真庭市総合計画	現行計画（平成 36 年度（2024 年度）まで）					
第2次真庭市地域福祉 計画	本計画					
真庭市高齢者保健福祉 計画・介護保険事業計画	第 7 期計画			次期計画		
真庭市障がい者計画	第 3 次計画					
真庭市障がい福祉計画 （障がい児福祉計画）	第 5 期計画（第 1 期計画）			次期計画		
まにわ食育・健康づくり 計画	現行計画（平成 37 年度（2025 年度）まで）					
真庭市子ども・子育て支 援事業計画	現行計画		次期計画（次世代育成支援行動計画含む）			

第 3 節 策定体制

(1) 市民アンケート調査

市民の福祉に対する考え方や地域活動への参加状況など、市民の生活実態や地域課題を把握するため「真庭市地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。（「資料編 真庭市の統計・市民意識の状況」(P59) に掲載）

調査対象者	市内在住の 18 歳以上の市民から無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査時期	平成 29 年（2017 年）6 月 8 日（木）～6 月 23 日（金）	
配布数・回収数（回収率）	配布数：2,000 件	回収数：1,032 件（回収率：51.6%）

(2) 市民ワークショップ

市民との協働による計画策定と実践が図れるよう、本市が目指すべき地域福祉の姿や地域福祉の実践に対する想いやご意見、アイデアを市民の皆さまと自由に出し合う「市民ワークショップ」を開催し、計画に反映しました。（「資料編 真庭市の統計・市民意識の状況」(P62)に掲載）

区分	第1回	第2回	第3回	第4回
テーマ	地域活動の充実	支え合いの和（輪）づくり	障がいのある人への理解	安心して暮らせるまちづくり
開催日時	平成29年（2017年）8月17日（木）		平成29年（2017年）8月24日（木）	
	午後2時30分～ 午後4時30分	午後7時00分～ 午後9時30分	午後2時30分～ 午後4時30分	午後7時00分～ 午後9時30分
開催場所	真庭市役所 本庁舎 2階 大会議室		真庭市役所 本庁舎 3階 会議室	
参加者数	市民参加者 51名 （内高校生等 9名）	市民参加者 42名 （内高校生等 3名）	市民参加者 40名 （内高校生等 3名）	市民参加者 44名 （内高校生等 5名）

(3) 真庭市地域福祉計画等策定委員会

保健医療関係者、社会福祉事業従事者、学識経験者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭市地域福祉計画等策定委員会」において、前計画の進捗の評価・検討や本計画の目標や方向性等の設定に係る審議を経て作成しました。

委員会開催時期	第1回策定委員会	平成29年（2017年）5月18日（木）
	第2回策定委員会	平成29年（2017年）9月14日（木）
	第3回策定委員会	平成29年（2017年）10月26日（木）
	第4回策定委員会	平成29年（2017年）11月30日（木）
	第5回策定委員会	平成30年（2018年）2月15日（木）

(4) パブリックコメント※

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリックコメント」を平成30年（2018年）1月9日（火）～1月31日（水）の期間を設け実施しました。計画案に対するご意見はありませんでした。

また、平成29年（2017年）12月22日付けで真庭市議会文教厚生常任委員会から意見書の提出があり、計画に反映しました。

第2章 真庭市を取り巻く現状と課題

第1節 「人」づくりに関する現状と課題

(1) 地域・地域活動への関わりの機会

「地域との関わり」の機会は高齢層において頻度が高く、若年層は低い

▶一人ひとりの生活状況に合わせながら地域との関わりをもてる活動・仕組みが必要

- アンケート調査結果をみると、9割強の人が隣近所と顔が見える付き合いをしている状況がうかがえます。策定委員会でも、コミュニティ（地域のつながり・集まり）意識は根付いていると感じている意見がありました。一方で、若年層ほど近所付き合いが浅くなる傾向がみられ、また、必要性を感じる人も少なくなる傾向がみられます。
- 町内会・自治会への加入は9割を超えており、また、加入者の8割弱が町内会・自治会の活動に参加しています。一方で、若年層では主に「仕事などの多忙」を理由に参加が少ない状況がみられます。
- 隣近所の付き合いはもちろん、町内会・自治会への加入や活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会・場でもあることから、市民一人ひとりが地域との関わりをもっていく仕組みを検討していくことが必要です。

(2) 地域活動の担い手、団体運営の状況

少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足や活動資金の不足等による地域活動の継続の不安

▶地域の担い手となるリーダー人材の養成や地域活動への参加を促す仕組みづくりが必要

- ワークショップ意見をみると、多くの活動団体や地域行事が取り組まれている一方で、少子高齢化に伴う団体会員の高齢化や若手不足、役員のなり手がいない、アパート住まいの人の地域とのつながりが薄いなど、担い手不足が課題として挙がっています。
- 団体運営に際しても、担い手不足や資金不足・寄付が集まらないことから活動を縮小せざるを得ない状況がみられるほか、活動場所の減少も課題として挙がっています。
- 解決方法として、地域ができることとしては声かけや活動内容の整理、役員が同じ人に集中しない工夫などが挙げられています。一方で、市の支援として先進的な取組に関する研修機会づくりや人材育成、活動資金の確保等が求められており、地域のニーズに沿った担い手の育成や地域活動の活性化に向けた支援の充実が必要です。
- 地域活動について知ったり学んだりすることが大切という意見がある一方、地域活動について情報不足を感じる意見もあるため、地域活動への関心と参加を促せるよう、地域の有する魅力や宝物についてPR（広報）を行っていくことが大切です。

(3) ボランティア活動への意識

ボランティア参加経験者は約4割。「広報紙」「知り合い」を通じて参加する人が多い

▶参加促進を図るため、参加者の関心や生活状況に沿った活動の紹介等を図ることが必要

- アンケート調査結果をみると、4割程度の人がボランティア活動の経験者となっています。「参加したことがないが、機会があれば参加したい」が3割弱いることから、こうした人々もボランティア活動への参加につながるよう活動内容の周知が必要です。
- ボランティア活動の情報入手手段は、「広報紙」、「知り合い」が高く、特に、ボランティア活動に「現在参加している」人では「知り合い」の割合が高くなっており、人づての紹介が活動への参加につながっていることが考えられます。
- ワークショップ意見をみても、なり手の不足が課題として挙げられており、若者の力や元気な高齢者の力が生かせる仕組みが必要とされています。
- 若年層の参加を促すためには、参加しやすい・負担の少ない活動内容を検討していくとともに、積極的な活動の周知と参加者の口コミや紹介を活用しながら、活動の輪を広げていくことが必要です。

第2節 「地域」づくりに関する現状と課題

(1) 地域の困りごとと相談体制

暮らしの主な困りごとは、若年層では「育児」「仕事」。高齢層では「健康」「介護」

▶個々の困りごとをサービス等の利用へとつなげる行政・地域の相談体制の充実が必要

- アンケート調査結果から、暮らしの中での悩みや不安をみると、若年層では「子育て・教育」、「経済的な問題」、「仕事」に不安を感じており、高齢層では「自分や家族の健康・老後」、「介護」に対して不安を感じている状況がみられます。
- ワークショップ意見をみると、相談の分野では「身近に相談相手がいらない」、「どこに相談すればいいかわからない」、「困りごとを持つ人を把握できていない」といった意見がありました。解決方法として「地域の声かけ」、「地域で相談し合える場づくり」などが挙げられています。

- 相談相手は家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は少なくなっています。相談先がわからないことにより悩みを抱え込むということがないよう、相談機関を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へとつながるよう地域との情報共有が必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって困りごとは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも必要です。

(2) 地域の助け合いの意識

助け合いへの意識は「できる範囲で支援したい」が4割強、「日ごろのつながりが大切」と考える割合は約6割。日常生活で求める手助けは「見守り・声かけ」が多い

▶地域との関わりや福祉の意識を、若い時期から交流し学べる福祉教育の取組が必要

- アンケート調査結果から、一人暮らしの高齢者や介護をしている家族等への支援について「できる範囲で支援したい」と考える割合が4割強で最も高くなっています。また、地域で助け合いの輪を広げていくために、「住民自身が日頃から地域のつながりをもつ」が約6割となっており、地域のつながりを持つことが大切と考える傾向がみられます。
- 日常生活で不自由になったときに手助けしてほしいこと・手助けできることとして、「見守り・声かけ」を中心とした手助けを考える傾向がみられます。
- 若年層の中には、地域との接点が少ないために手助けの方法がわからないと感じている人がみられます。できるだけ若い時期から地域とのふれあい交流や助け合い・支え合いの考え方について学べる福祉教育の機会を多く持つことで、若年層の地域との関わりの強化と助け合いの意識づくりを図っていくことが大切です。

(3) 地域の愛着や付き合いへの意識

「地域とのつながり」が深い人ほど地域への住みやすさや愛着を感じている

▶あいさつ等の地域の見守り・声かけ活動や交流の場などの環境づくりが必要

- アンケート調査結果をみると、全体で9割近くの人が地域に愛着を感じている一方、若年層や転入者などの居住年数が短い人では、愛着や住みやすさを感じる割合は全体と比べて低くなっています。
- 隣近所付き合いの頻度が高い人ほど、「住みやすい」「今後も住み続けたい」と考える割合が高くなっており、市民一人ひとりの地域とのつながりが生活に影響を与えている状況がうかがえます。

- ワークショップ意見をみると、「あいさつしても返してくれない」、「転入者には頼る人がいない」、「地域の集いの場が少ない」といった課題がみられ、解決方法としては見守りや声かけ、世代間交流等の地域活動に誘うことなどが挙げられています。
- 地域とのつながりを深めるうえで、地域の主体的な見守りや声かけが大きな役割を持つため、あいさつ運動等の活発化や交流の場づくりなどの取組が求められます。

(4) 防災対策の状況

災害発生時の「避難に不安がある」人は6割。避難を助けてくれる人は主に「家族」「地域」

▶ 地域における防災活動の取組への支援や、避難行動要支援者の把握と情報共有が必要

- アンケート調査結果をみると、災害発生時の避難について「誰かの助けを必要とする」、「わからない」が合わせて6割となっており、60歳以上の人や健康状態に不安がある人の助けを必要とする割合が高くなっています。
- ワークショップ意見から災害時の課題をみると、「助けを呼べない人への対応」、「避難場所がわからない」、「避難をサポート（支援）してくれる人がいない」といった不安のほか、地域の手助けの面においても「支援を要する人の把握ができない」、「障がいのある人等への対応方法」、「支援を行う場合の役割分担」などが課題として挙がっています。
- 災害発生時に避難行動に支援を要する人への手助けをするうえで、身近な地域に住む人々の力が大きいものとなっています。日ごろから防災訓練の実施や自主防災組織の設立など、地域の防災体制の強化を図っていくとともに、避難行動要支援者について把握と要支援者名簿の登録を進め、支援を要する人について地域で情報を共有し、対応方法について学べる体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

第3節 「基盤」づくりに関する現状と課題

(1) 生活困窮者の自立支援について

経済面での困りごとについて必要な支援は「相談体制」「就労支援」「子どもの学習支援」

▶ 相談から自立支援へとつなげる体制づくりと生活困窮に歯止めをかける学習支援が必要

- アンケート調査結果から、経済面で生活に困ったときに必要とする支援体制として、「相談体制の強化」を求める割合が高く、また、「就労訓練や就労体験」、「生活困窮家庭の子どもへの進学・学習支援」といった、就労をはじめとする自立支援や子どもへの支援も求められています。

- 生活困窮の不安を抱えている人に対して、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることが必要です。そのため、相談窓口から就労支援や家計相談支援などの自立支援へとつなげられる体制づくりを進めることが必要です。また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等の取組も重要です。

(2) バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※のまちづくり

場所によって公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化が進んでいないところがある

▶地域や利用者からの要望を把握しながらバリアフリー化の整備を検討することが必要

- ワークショップ意見では、公民館や集落の集会所といった建物やバス等の交通機関について、バリアフリー化が十分でないことが課題に挙がっていました。
- 特に障がいのある人にとって、施設等のバリアフリー化や障がい者等用のトイレ、駐車場が整備されていないことは、外出の不安となる意見が挙がっています。また、障がい者等用駐車場の不適正な利用や、点字ブロック上への駐輪・駐車などの困りごとに対する市民への意識啓発が求められています。
- 誰もが外出・利用しやすい施設や交通を確保できるよう、地域や利用者の要望を把握しながら、整備に向けた取組を進めていくことが必要です。また、それらを必要とする人が安心して利用できるよう、人にやさしい市民の意識づくりを図っていくことが必要です。

(3) 外出・移動手段の状況

日常生活や地域活動を行っていくうえで「交通利便性」の向上が求められる

▶公共交通網をはじめ外出支援を行う福祉サービスの量と提供体制の確保が必要

- アンケート調査結果をみると、居住意向の中で「今後も現在の地域で（あまり）住みたくない」人の理由として「交通の不便」を挙げる割合が最も高く、交通利便性の向上が求められています。
- 運転できなくなったときに必要となる外出時の移動手段をみると、バスをはじめとする公共交通の利用ニーズが高くなっています。
- ワークショップ意見をみると、外出・移動に関する課題の解決方法として「地域の人がついでに乗せる」といった意見がある一方で「事故等があったとき不安」と考える意見もあり、移送サービスやタクシー券、コミュニティバス「まにわくん」等の移動支援の充実が求められています。

- 各地域で暮らす市民の生活利便性の向上を図るうえで、「まにわくん」をはじめとした公共交通の維持運営を図っていくことはもちろん、高齢、障がいなどにより外出に不便が生じやすい人に配慮した移動支援の充実を図っていくことが必要です。

(4) 児童福祉・高齢者福祉・障がい者福祉分野の状況

児童福祉分野では、育児に関する相談や支援に加え、交流の場づくりが必要
 障がい福祉分野では、障がいの理解促進と社会的障壁の除去が必要
 高齢者福祉分野では、医療と介護の体制の確保、地域での見守りや手助け等の支援が必要
 ▶各分野における福祉計画の施策との整合を図りながら人・地域づくりに取り組む

- ワークショップ意見をみると、児童福祉分野においては、特に子育て中の保護者について、育児の方法や子どもが熱を出したときの対応などの困りごとが挙げられているほか、子どもの遊び場、保護者同士の交流、親子の交流の場について必要とする意見がありました。
- 母子保健や保育・教育等の児童福祉分野の施策を推進していくことはもちろん、子育て家庭のちょっとした相談が気軽に行える人や場づくりなど、地域の知恵を生かした助け合いの仕組みづくりを図っていくことが必要です。
- 障がい福祉分野においては、障がいへの理解を求める意見が挙がっており、住まいや学校教育、日中の居場所、就労、外出など、地域生活を行ううえでの様々な場面で、障がいへの理解不足やサポートが得られないことにより、暮らしの中で不便が生じている状況がみられます。
- 日常生活を営むうえで必要とする障がい福祉サービスの提供を確保する体制づくりを進めていくことが必要です。また、市民の障がいへの理解の醸成や障がいのある人の療育の観点からも、できるだけ早い段階から障がいのある子や人と交流できる機会の充実を進め共生の心を育んでいくことが必要です。
- 高齢者福祉分野においては、高齢化に伴う自治組織を継続することへの困難さや1人暮らし高齢者の増加に伴う見守り・声かけの必要性、外出に係る不便などが課題として挙がっています。また、病院に入院せず在宅で生活をするうえで介護保険サービスが届きにくいという意見も挙がっています。
- 介護保険サービスが不足なく提供できるよう、介護保険事業の適正な運営を確保していくことが必要です。地域での暮らしの中で生きがいづくりや孤立化の防止などが図られるよう、地域活動の周知や活動への支援を図るとともに、地域活動の担い手となる人材育成に取り組み、活発な地域づくりを目指すことが大切です。

(5) 地域福祉施策の認知度

「地域福祉」の認知度は6割強。ボランティア等の地域活動への参加が認知度向上に影響
▶地域活動の中で福祉施策や地域活動について情報を得たり学べる機会づくりが必要

- アンケート調査結果をみると、「地域福祉」について知っている人は6割強となっており、ボランティア活動へ参加している人の認知度が高くなっています。
- 社会福祉協議会の認知度は約9割となっています。特にボランティア活動に参加している人の認知度が高く、地域活動を行っている人にとって身近な組織となっています。
- 地域とのつながりや地域活動への参加は、地域福祉の意識や社会福祉協議会の取組への認知度向上につながっていることから、市民の地域活動への参加促進を図っていくとともに、市内で実施されている福祉施策や地域活動について情報提供していくことが必要です。

(6) 福祉サービスの情報入手の状況

福祉サービス等の情報を入手できていない人は約5割
▶年代や障がいの有無等に対応した多様な情報発信手段の工夫が必要

- アンケート調査結果から、福祉のサービスや施設などの情報を入手できていない人は約5割となっています。年代によって広報紙やインターネットなど、情報入手方法に差がみられるため、様々な媒体を活用した情報発信が求められます。
- ワークショップ意見では、視覚障がいや聴覚障がいのある人にとって、声や字幕等による情報保障（代替手段）が十分でないと感じる意見が挙がっています。
- 広報紙や回覧板など、多くの人に利用されている情報媒体を活用して福祉に関する情報発信に取り組んでいくとともに、点字や声の広報など、障がいのある人にも入手しやすい情報発信に取り組んでいく必要があります。



第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節 基本理念

地域共生社会実現のため、市民、事業所、行政が連携・協力することにより、子どもからお年寄りまですべての地域住民が手をつなぎ、共に支え合う市民満足度の高いまちづくりを目指し「和（輪）を大切に 共に支え合う まちづくり」と定めます。

【基本理念】

和（輪）を大切に 共に支え合う まちづくり

第2節 基本目標

基本理念の実現のため、次の3つの基本目標に基づき計画の推進を図っていきます。

基本目標1 誰もが地域を担う主役となる「人」づくり

共生社会の実現にあたっては、地域で暮らす誰もが互いの人格や個性を尊重し、認め合いながら全員で地域活動に参加していく人や地域が形成されることが重要です。

市民一人ひとりが身近な人や地域の困りごとを自分のこととして受け止め、主体的な関わりをつくっていく意識が根付いていくよう、様々な人がふれあえる交流の場や地域福祉について学べる機会を充実し、助け合いの意識の醸成を図るとともに、市民一人ひとりが地域活動の担い手として活躍できるよう人材の育成に取り組みます。

また、地域活動団体等の活動について広報し市民の参加を促したり、団体活動に対する支援を図ったりするなどの協働の取組を推進し、地域活動の活性化を図ります。

基本目標2 支え合いとつながりのある「地域」づくり

市民一人ひとりが抱える悩みや不安は、性別や年代、世帯、居住地域などによって様々です。こうした支援を必要とする人が悩みを抱え込むことがないよう、暮らしの中の様々な機会ですの困りごとを拾い上げ、支援へと結びつけていくことが大切です。

そのため、地域活動を行う人や団体による見守り活動等との協働はもちろん、高齢者や障がいのある人、子ども・子育てなどの各福祉分野の団体・機関が横断的に連携し、身近な場や機会です人や地域の困りごとを丸ごと受け止められる体制づくりを進めます。

また、困りごとへの解決にあたっては、地域団体や福祉関係者・機関等が有機的に連携し、共助・公助による支援へと結びつけられるようネットワークの強化を図ります。

基本目標3 地域の多彩な暮らしを支える「基盤」づくり

全員参加型の地域福祉のまちづくりを進めていくうえでは、市民の安全・安心の暮らしが確保されており、市民一人ひとりが描くライフスタイル（豊かな生活）を実現できる基盤が整っていることが重要です。

そのための仕組みづくりとして、これまで高齢者福祉分野で取り組まれていた地域包括ケアシステム※を、障がいのある人、子ども・子育ての分野にも拡大し、地域全体による包括的な支援を行える仕組みの構築を目指します。また、そうした仕組みを踏まえながら、各福祉サービスや移動・外出手段の充実等に取り組みます。



基本目標の関連イメージ

身近な人や地域への関心を深め、地域の支え合い・助け合いの活動へ参加

基本目標1
誰もが地域を担う
主役となる
「人」づくり

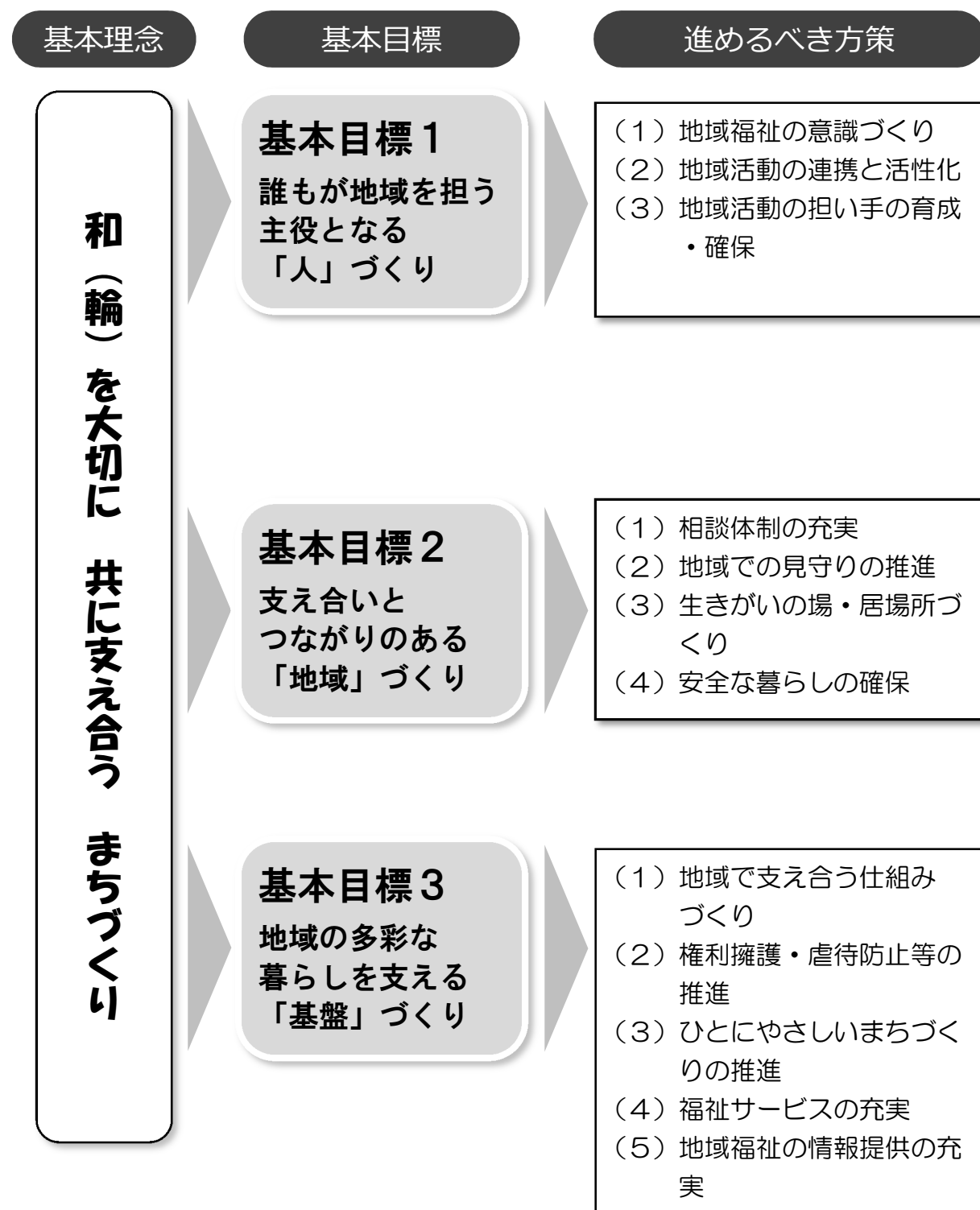
基本目標2
支え合いと
つながりのある
「地域」づくり

人・地域の活発な活動がまちの魅力を創出し、新たな「人」の参加につながる

基本目標3
地域の多彩な暮らしを支える「基盤」づくり

市民の安心の暮らしや社会参加の希望をかなえる生活の基盤づくり

第3節 施策の体系



第4章 進めるべき方策

基本目標 1

誰もが地域を担う主役となる 「人」づくり

(1) 地域福祉の意識づくり

◀▷ 今後の方向性 ▶▶

市民の誰もが、同じ地域社会の一員として人格と個性を尊重し合える「共生社会」の実現を目指すうえで、市民の地域福祉に対する意識・関心を高めていくことが大切であり、特に若い年代からの福祉教育や体験・交流機会の充実が求められています。

そのため、人権や福祉をテーマにした教育や体験の機会を設け、広く市民に対し啓発を進めます。また、学校教育の場における福祉教育を推進し、早い時期からの共生社会の意識づくりを目指します。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▶

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆人権や福祉に関する学習会や体験の場に参加します ◆地域で暮らす高齢者や障がいのある人などの暮らしの状況や困りごとについて関心を持ちます
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域の資源や人材を活用した、人権や福祉についての学習会や体験の場を開催します ◆高齢者や障がいのある人も含め様々な人が交流し互いの理解を深められる集いの場をつくります
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆学校・地域住民等に対し、高齢者疑似体験や車いす体験、各種講演会等を通して、福祉に対する理解と関心を深める福祉教育を実施します ◆共同募金運動を通じた助け合いの理念を普及します ◆高齢者や障がいのある人も含め様々な人が交流できるよう誰もが参加しやすいサロンや交流活動を実施します ◆福祉学習助成金として学校福祉教育を支援します

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 学校における福祉教育の推進

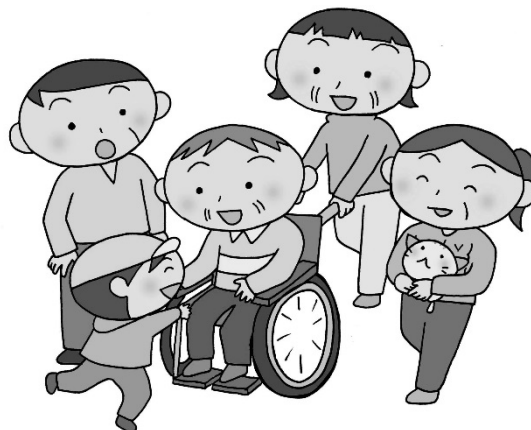
- 福祉体験や職場体験などを通じて、知識や認識を深めるとともに、障がいのある人や高齢者について、正しい理解や思いやりの気持ちを育てます。
- 普段からあいさつ・声かけ運動を推進し、子どもたちと地域の人々の絆を築きます。また、祭りや地区行事などの子どもたちと地域の人々が交流できる活動を支援し、地域や世代間の交流を促進します。

② 地域における福祉教育の推進

- 「第3次真庭市生涯学習基本計画」に基づく生涯学習の機会や場を活用しながら、地域共生社会に関する知識や関心を高めながら自主的な活動や交流を促す福祉教育を推進します。
- 認知症セミナーや福祉・食育・健康等に関するイベント等により、地域福祉に関する意識づくりや理解の促進に努めます。

③ 心のバリアフリー・人権教育の推進

- 高齢者や障がいのある人と地域の人とがお互いに理解を深め、支え合える関係づくりを進めるため、学習活動や交流活動を支援します。
- 点字ブロックや多目的トイレ、障がい者等用駐車場などについて、必要な人が円滑に利用できるよう、広く市民への意識啓発を図ります。
- 高齢者や障がいのある人をはじめ、外国人市民や女性等に対する偏見や差別意識を解消できるよう、小学校・中学校からの人権教育の推進や人権作品の募集等のイベント・行事を通じて、若い年代からの人権意識の醸成を図ります。



(2) 地域活動の連携と活性化

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

地域では地縁団体をはじめ様々な機関・団体が地域の多様な生活課題の解決に向けて活動を実施しています。こうした活動が効率的かつ効果的に展開されるよう、活動への支援をはじめ、団体間での活動内容の共有や連携が図られることが大切です。

そのため、地域活動の周知や地域活動の実践に対する支援を図るとともに、地域住民・団体を中心とした地域活動のネットワーク体制を強化し、地域の実態に即した課題解決の取組ができるよう、横断的な連携の場・機会づくりを進めます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆他の地域で暮らす人との交流や仲間づくりをします ◆自分の暮らす地域、他の地域で行われている活動やイベント、行事で興味・関心があるものに参加します ◆自分たちの地域の活動やイベント、行事について他の地域の知り合いに教えます
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域内の困りごとや解決方法について他団体と情報共有します ◆市や社会福祉協議会、地域団体等が行う交流会や会議、情報共有の場へ積極的に参加します ◆誰もが参加しやすい地域活動や、団体へ加入しやすい環境づくりをします
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆ボランティア間の連携や交流、情報交換などを行うボランティアネットワークの仕組みづくりをします ◆地区社協活動、ふれあい・いきいきサロン活動、ボランティア団体への助成金交付及び相互交流や情報交換の場を充実します ◆NPOや企業等との協働による新たな支援活動の開発に向けた検討をします ◆市や子育て支援団体との連携による、情報交換や情報の提供をします ◆子育て支援ボランティア等の養成を通じた、地域ぐるみによる安心の子育ての環境をつくりまします ◆市内の社会福祉法人と地域における公益的な取組について協議・検討をします

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 社会福祉協議会との連携

- 地域福祉推進の中心的機関である社会福祉協議会と、行政による相互の連携を図りながら、地域福祉に資する各事業を実施していきます。
- 社会福祉協議会が定めた、地域福祉推進に係る実行計画である「第3次地域福祉活動計画」と本計画の連携を図ります。

② 社会福祉法人との連携

- 社会福祉法人が持つ福祉サービスに関する専門性やノウハウ、ネットワークを活かした学習支援や就労支援、生きがい・交流の場づくりなどの公益的な取組を地域で実施することができるよう、取組に関する情報共有・意見交換等の連携を通じて活動を支援します。

③ NPO（特定非営利活動）・ボランティア等への支援

- 地域活動が効果的に行われるよう、研修や講演、相談会など「学ぶ」機会をつくります。また、新しい取組が始められるよう、地域活動の事例等を収集し情報提供を行います。
- 市民活動を行うグループやNPO法人（特定非営利活動法人）を立ち上げるための支援をします。

④ 当事者団体への活動支援

- 障がい者団体等の当事者団体の自主的な活動を関係団体との連携のもと支援し、自らが地域の助け合い・支え合いの活動へと参加できるよう取り組みます。

⑤ 地域資源の有効活用

- 空き店舗や空き家などを有効活用できるよう、商工会やまちづくり組織と連携した取組や真庭ひかりネットワーク※を活用した情報提供の仕組みづくりを行います。

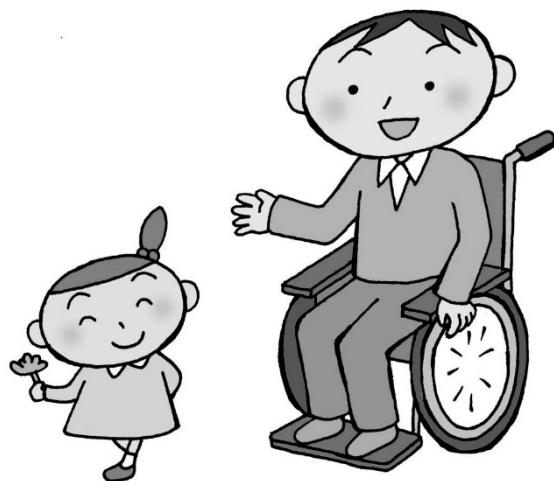
⑥ 地域ぐるみの活動促進

- 隣近所をはじめ、自治会長、福祉委員※、民生委員・児童委員※、愛育委員※、栄養委員※を中心としたネットワーク体制を強化して、地域の実態に即した健康づくり・生きがいづくり活動を促進します。また、社会福祉協議会が設置している地区社協単位のネットワークとも連携して取り組んでいきます。

- 市民や地域が主体となって行う地域づくり活動に対し、人的支援・物的支援などによる支援を通じて、協働による地域の活性化と地域の生活課題の把握及び解消に取り組みます。

⑦ 寄付金活用による地域活動の支援

- 市民の主体的な活動の活性化が図れるよう支援を行うとともに、社会福祉協議会と連携した共同募金の実施・活用や、寄付金を募るための方策について検討を行うなど、地域福祉推進に向けた財源の確保に努めます。



(3) 地域活動の担い手の育成・確保

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

地域福祉を推進するにあたっては、誰もが地域活動の担い手となって活躍できる環境が確保されていることが大切であり、ボランティア活動や地域活動への参加を促す仕組みづくりが求められます。

そのため、ボランティア養成講座や教室の開催と参加促進を図り、担い手づくりに取り組みます。また、年代によって参加したい活動や時間などは多様であるため、参加しやすい活動内容や仕組みづくりについて検討を進めます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆地域で取り組まれているボランティア活動を知ります ◆地域の人と誘い合って興味・関心のあるボランティアの養成講座に参加します ◆趣味や特技、経験を生かした地域活動やボランティア活動に参加します
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆交流の場や機会、イベントや行事において積極的にボランティア団体を活用します ◆地域活動団体、ボランティア活動団体は、活動内容の周知と会員の増加に向けた活動の工夫をします ◆ボランティア団体は地域での交流の場や機会、イベントや行事においてボランティア派遣の要請に応え、活躍の場を広げます
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆市ボランティア市民活動センターと市内8か所にボランティアステーションを設置し、ボランティア活動に関する相談受付・連絡・調整を実施します ◆ボランティア養成講座の実施と登録の促進を行い、ボランティア人材を確保します ◆夏のボランティア体験事業による中高生を中心としたボランティア活動への理解啓発を図ります ◆地域の福祉ニーズに応じた新たなボランティアの発掘と養成をします ◆ボランティア活動に関する困りごとを抱えた人・団体に対する相談・支援を行います

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 人材の育成

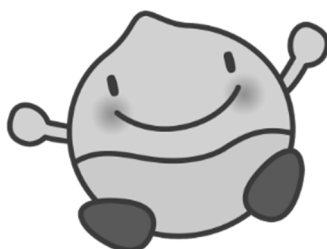
- 手話奉仕員*養成講座や要約筆記者*養成講座の開催を通じて、障がいのある人の社会参加を支援するボランティアの育成を進めます。
- 認知症サポーター*養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、キャラバンメイト*等のできる範囲で手助けする人材育成を進めます。
- 学童保育・放課後子ども教室等において、子どもとの遊びやコミュニケーション等を通じて子どもの健全育成を支援するボランティアの育成に取り組みます。

② ボランティア活動のコーディネート支援

- ボランティア登録をしている人が実際の地域活動へつながるよう、真庭市ボランティア市民活動センター（社会福祉協議会）、市内8支所に設置されているボランティアステーションと連携しながら、地域の福祉ニーズに応じたマッチングを行います。
- 広報紙やホームページ、公民館の掲示板等を活用し、市内で行われているボランティアの情報提供を図ります。また、当事者団体等への情報提供を行い、団体活動におけるボランティアの活用を促進します。

③ 地域リーダーの人材育成

- 地域活動が効果的・一体的に展開されるよう、社会福祉協議会との連携により、地域活動をけん引するリーダー人材の育成を図ります。
- 児童・生徒を対象とした世代間交流活動や野外活動・レクリエーション活動の実施により、地域の人たちとのふれあい等を通じた将来のリーダー人材の育成を目指します。
- 元気な高齢者が地域のリーダーとして知識と経験を生かして活躍できるよう、老人クラブ等の地域活動を行うリーダーを支援・育成します。



基本目標 2

支え合いとつながりのある 「地域」づくり

(1) 相談体制の充実

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

地域には様々な年代や性別、世帯構成の人々が暮らしており、生活環境によって困りごとでも様々です。近年は、生活困窮家庭の自立や子どもの貧困なども社会的な課題として挙げられており、こうした人々が安心して地域で自立した暮らしが送れるよう、相談体制の強化と専門的な支援へと結びつけるネットワークの充実が求められます。

そのため、現在実施している各種相談窓口について、専門性の向上と周知・利用促進を図るとともに、地域にとって身近な相談場所の充実を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆地域で身近に困りごとを相談し合える人を持ちます ◆困りごとの相談窓口、相談機関について情報を得ます ◆相談窓口や機関について周りの人と教え合います
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域活動やイベント、行事の中で、地域の困りごとについて話し合える機会を持ちます ◆地域にある相談窓口、相談機関について情報を得るとともに住民へ情報発信します ◆地域の生活課題について、行政や関係機関と情報共有します
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆地域における相談支援の拠点として相談体制を充実します ◆相談員や職員の研修会開催による相談支援のスキルアップを図ります ◆ふれあい・いきいきサロン等を活用した身近な相談機会を充実します ◆経済的な不安に関する相談や制度利用に対して、行政や関係機関との情報共有・連携による相談支援を図ります

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 相談支援体制の充実

- 地域の様々な相談を受けるため民生委員・児童委員、愛育委員、福祉委員、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター※、障害者相談員※、青少年相談員※、医療機関、福祉事業所などと多様なネットワークを構築、活用することにより適切なサービスや制度の利用につなげる身近な相談支援を行います。
- 行政の相談窓口が市民にとって身近なものとなるよう、ワンストップ相談窓口を開設しており、こうした窓口の周知と利活用を促進します。また、専門性の高い相談や担当分野が複数にまたがる相談に対し、丁寧な対応や案内ができるよう相談窓口の担当職員への研修や意識啓発の充実に取り組みます。
- 相談から必要な支援やサービスへの利用につながった後も、適宜、訪問活動等により生活実態を把握し、必要に応じて新たな支援等へつなぐなど、子どもから大人まで切れ目のない相談支援と必要なサポートが受けられる体制づくりを進めます。

② 生活困窮等に関する相談体制及び自立支援の充実

- 経済的な面での生活の困りごとに関する相談窓口の周知を図ります。また、自立支援に係る各種制度の活用やハローワーク等の関係機関へつなげられるよう、ネットワークの強化を図ります。
- 生活困窮者の自立に向けて、就労支援や家計相談支援など効果的な支援ができるよう、相談員のスキルアップに取り組みます。
- 子どもの貧困に係る調査研究を行い、必要な対応を進めます。
- 生活困窮者や高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などについて、生活や居住、就労などの横断的な支援が行える体制づくりを進めます。
- 障がいのある人の経済的な自立と社会参加による生きがいの創出に向け、障がいのある人への就労支援や企業への雇用の働きかけ、また、就労後の定着支援に取り組みます。
- 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるため、社会復帰に向けた指導・相談活動を支援します。

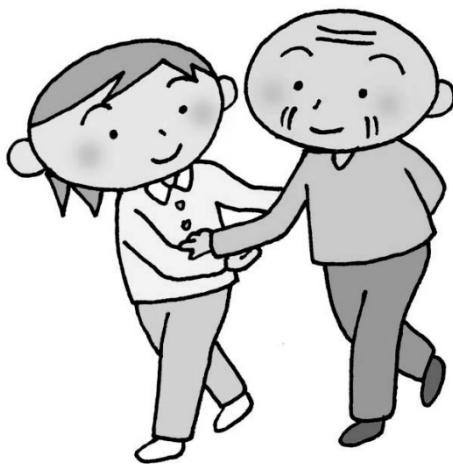
③ ひきこもり等への相談支援

- 一人暮らし高齢者や不登校、ひきこもりがちな人などの生活の状況や社会復帰に必要な支援等について、地域の見守り活動や民生委員・児童委員等による訪問活動との連携を図り、実態把握を進めます。

- ひきこもり等の当事者や家族等の困りごとに対し、訪問相談等による継続的な支援を図るほか、関係機関との連携のもと、個別の状況に応じた医療・福祉・就労等の支援を行います。

④ 自殺予防のための仕組みづくり

- 健康不安や経済的な理由などによる自殺の防止対策として、気軽に相談できる仕組みづくりを進めるとともに地域での見守り支援を啓発します。



(2) 地域での見守りの推進

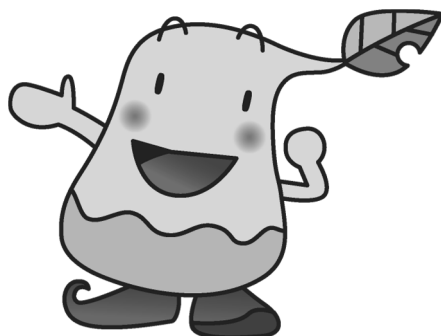
◀▷ 今後の方向性 ▶◀

隣近所や地域の人たち同士が互いの見守りや助け合い、支え合いを通じて、地域で孤立することなく安心して暮らせる社会を目指すことが大切です。本市では、隣近所との付き合いや助け合いの関係づくりへ関心を持つ人が多く、また、見守りや声かけを中心としたちょっとした手助けを求める人が多くなっています。

そのため、市民の理解と協力による見守り活動の充実を図るとともに、隣近所、地域の人同士で助け合うことの大切さについて啓発活動の充実を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶◀

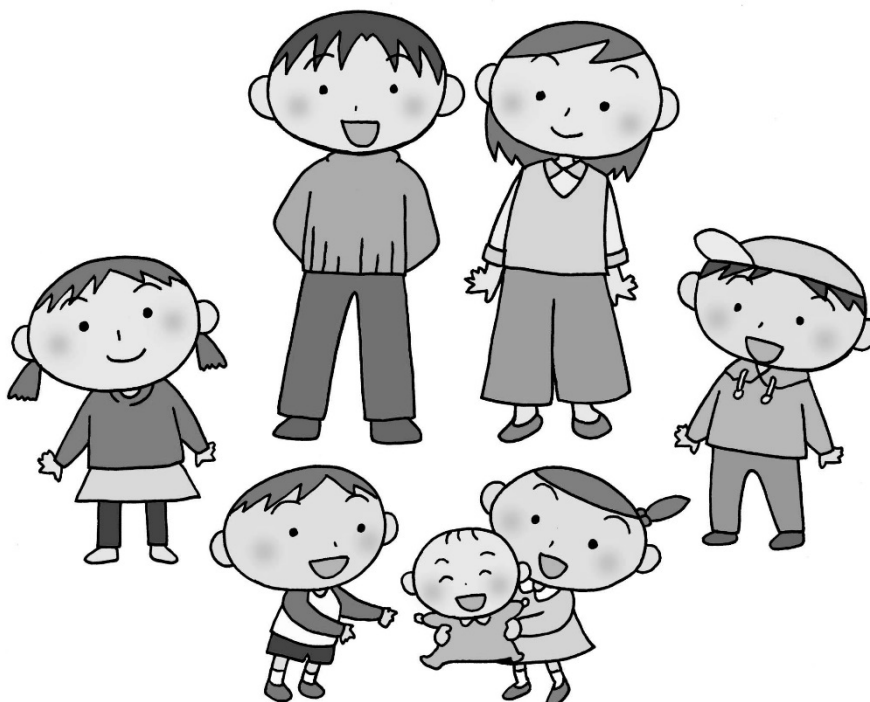
主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆日常のあいさつや声かけなどの近所付き合いをします ◆地域で行っているあいさつ・見守り活動に参加します ◆困りごとを抱えている人に対し、できる範囲での手助けに努めます ◆困りごとに対して一人でがんばりすぎず、周りの人たちに相談します
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます ◆あいさつ・見守り活動を通じた地域の困りごとを把握します ◆手助けを必要としている人に対して、できる範囲で手助けに努めます ◆自分たちでできないことは、行政や関係機関との協働で解決します
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆地域と連携した見守り活動により福祉課題を早期発見し、支援へと結びつけられるよう全地区社協で地域助けあい事業を実施します ◆福祉活動専門員による訪問を中心とした見守りや相談・サービスの紹介等を実施します ◆地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」※に参加し、企業や事業所等との連携による見守り活動を推進します



▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 見守り・支え合い活動の促進

- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯など、地域で見守り支え合える環境整備、生きがいを持って安全・安心な日常が過ごせるコミュニティづくりを推進していきます。
- 認知症の人、障がいのある人、子どもなどが行方不明になったときの早期発見ネットワークである、地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」について、当事者やその家族への周知と登録を働きかけます。また、協力市民・協力事業者の増加に向けて啓発と登録を働きかけます。
- 子どもの健やかな育ちや安心の育児を地域で見守り、支え合えるよう、子育て家庭を応援するボランティア活動を支援します。また、子育て支援のネットワークの強化を図り、地域における子育てに関する情報の迅速な提供や相談に応じられる体制づくりを進めます。
- 福祉サービス事業者が事業活動の中で行う見守り活動について、地域や関係機関と連携した取組となるよう体制づくりを進めます。



(3) 生きがいの場・居場所づくり

◀▷ 今後の方向性 ▶◀

地域とのつながりの希薄化による孤立が課題となっている中で、地域による見守り声かけ活動はもちろんのこと、市民自らが地域に出かけ、気軽に交流や生きがい活動を楽しめる場が身近に確保されていることが重要です。

地域に住む様々な人が気軽に集い、世間話や身近な相談ごとを話し合える場への参加を通じて、地域とのつながりや生きがいを持つことができるよう、地域のサロン活動等の充実及び周知・利用促進を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶◀

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆自分や家族等の興味・関心がある地域のイベントや行事について情報を入手し教え合います ◆家族や隣近所同士で誘い合い、地域のイベントや行事に参加します ◆地域の公民館やサロンで行われている仲間づくりのための活動に参加し、様々な世代の人と交流を持ちます
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域の集会所や公民館などを活用し、身近なところで気軽に集える場や機会を設けます ◆地域のイベントや行事について地域に参加を呼びかけます ◆みんなが役割を分担するなどし、誰もが参加しやすいイベントや行事となるよう工夫します ◆空き家や空き店舗を活用した集いの場づくりについて行政や関係機関の支援を受けながら取り組みます
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆地区社協活動の活性化と充実を図る支援を実施します ◆身近な地域で気軽に集える場であるふれあい・いきいきサロン活動の充実と普及推進を図ります ◆障がいのある人も参加しやすい地域活動となるよう、手話通訳や要約筆記者の派遣について周知・利用促進を図ります ◆公共施設等を活用したサロン活動を支援します ◆地域住民と連携した見守り活動により、福祉課題を早期に発見し必要な支援に結びつけるために、全地区社協で地域助けあい事業を推進します

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 活動・交流の場の提供

- 文化センターや公民館、交流定住センターを拠点とした活動・交流の場の提供を行います。
- 地域の誰もが気軽に集える場として開催されている、ふれあい・いきいきサロンや子育てに関するサロン等の活動を支援し、交流の促進を図ります。

② スポーツ活動の充実

- 障がいのある人と地域住民と一緒にスポーツ大会を開催することにより、健康の維持・増進を図りつつ、地域福祉を広め交流できる場をつくります。
- 運動教室やウォーキング大会を開催し、身近な場所で運動を楽しむ環境づくりを進めます。また、健康づくりや運動に関する情報の提供を行います。

③ 障がいのある人に配慮したイベント運営

- 各種大会や行事において、手話通訳や要約筆記者の配置、車いす使用者のスペース確保など、障がいのある人などに配慮した運営がなされ、誰でも安心して気軽に参加できるよう行事主催者に対する支援に努めます。

④ 高齢者の生きがいの場づくり

- 高齢者の経験・能力を活かした生きがいづくりと就業の場となる、シルバー人材センター※の運営への支援と参加促進を図ります。



(4) 安全な暮らしの確保

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

すべての人が災害や犯罪などの心配がない、安全・安心な生活を送ることができるまちづくりを目指すことが大切です。そのためには、自助だけでなく、地域で互いに声をかけ合い、助け合う互助・共助が不可欠です。

自主防災組織や消防団等の防災組織の取組を支援するとともに、避難行動要支援者避難支援計画を策定・実践し、地域の防災体制の強化を図ります。また、見守り活動のネットワークを活用した、防犯体制の強化を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆防災、防犯、交通安全の知識を得ます ◆地域の避難訓練や学習会など、防災、減災に向けた取組に参加します ◆市の実施する災害時の避難行動要支援者名簿の更新や活用等の取組について知り、可能な限り協力します ◆災害や犯罪に関する不安は早期から相談します
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます ◆ボランティアや関係機関と連携し、防犯の見守りや防犯パトロールの実施に取り組みます ◆自主防災組織の設立に努め、地域の防災力を強化します ◆防災や減災に向けた避難訓練や学習会を開催し、地域の防災意識を高めます ◆災害時の避難行動に支援を必要とする情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な限り共有し対応できる体制をつくります
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆災害時に活躍できる災害ボランティアを育成します ◆ボランティア団体等と連携しながら災害ボランティアセンター※設置運営訓練の実施やマニュアルの見直しなど、体制の強化を図ります ◆災害時の情報の入手や支援を求めることが困難な人に対する支援体制づくりを進めます

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 避難行動要支援者避難支援計画の策定

- 要介護者や障がいのある人、難病患者、妊産婦及び子どもなど、災害時の迅速な避難の確保を図るうえで、支援を必要とする人に対する支援体制について定める「避難行動要支援者避難支援計画」の策定に取り組みます。

② 避難行動要支援者名簿の見直し及び支援体制の強化

- 避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、支援体制の構築に取り組みます。
- 情報を民生委員・児童委員、消防署、地元消防団などの関係機関と共有し、災害時に速やかに避難・救助が行えるようにします。また、地域の助け合い活動の中で支援が行える仕組みづくりに活用します。
- 避難訓練や避難所開設・運営訓練など、防災に関わる住民参加型事業を実施し、防災に対する意識の向上を図ります。
- 特別な配慮の必要な人などが、災害時・緊急時に安心して避難できるよう、社会福祉施設等と福祉避難所*の協定を結んでいます。今後、指定施設を増やすとともに運用方法などの検討を進めます。
- 障がいのある人への災害時の情報提供について、消防署などと連携して迅速かつ的確な情報提供ができる仕組みづくりを行います。

③ 防犯の地域づくりの促進

- 子どもの登下校時に合わせた防犯ボランティアによる見守りや、青少年育成センターによる特別パトロールの強化を図ります。また、各地域で結成されている青色回転灯パトロール隊、自主パトロール隊と連携を図り防犯パトロールの促進を図ります。
- 自治会が管理する防犯灯の新設、更新に補助金を交付するなど、安全・安心の環境づくりを進めます。

基本目標 3

地域の多彩な暮らしを支える 「基盤」づくり

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

◀▷ 今後の方向性 ▶◀

高齢者をはじめ、誰もが身近な場で相談でき、介護や医療などの必要なサポートを受けながら住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みとして、「地域包括ケアシステム」の充実が求められています。行政だけでなく地域の自主性や主体性による支え合いの仕組みを協働でつくり上げていくことが大切です。

そのため、地域の人・団体等と連携を図りながら地域包括ケアシステムの充実を図り、保健・医療・介護、住まいや生活支援が一体的に提供できる体制づくりを進めるとともに、地域の課題や資源の把握と活用に向けた協議等を行えるよう、連携体制の強化に取り組めます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶◀

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆地域で行っているあいさつ・見守り活動に参加します ◆地域で行われている健康づくりや介護予防の活動に参加します ◆認知症に対する理解を深めます ◆日ごろの健康状態について相談できる、かかりつけ医を持ちます
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域の住民や組織、団体と協力し合い、見守り活動に取り組みます ◆健康づくりや介護予防の活動に関係機関と連携しながら取り組みます ◆地域の活動の中で、医療や介護の支援を必要とする人の把握に努め、行政や関係機関に情報発信します
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆地域包括支援センターとの連携・協働のもと地域包括ケアシステムの構築に取り組みます ◆地域の医療・福祉関係者等の関係機関とのネットワークを強化します ◆身近な地域の単位で行う地域の福祉課題の把握や課題解決に向けた協議を行う場として小地域ケア会議の開催に向けた協議を行います

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 「第7期真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため生活支援コーディネーターを配置し、一人暮らし、認知症、要介護等の高齢者が適切な支援を受けながら地域で暮らせる体制づくりを行います。
- 地域共生社会の実現にあっては、高齢者分野だけでなく、障がい・育児・生活困窮などにも対応した地域包括ケアシステムが求められることから、高齢者福祉・介護分野で培った包括的支援の仕組みの拡大を目指します。
- すべての妊産婦・乳幼児・その保護者を対象に、「子育て世代包括支援センター」を中心とした、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を行います。
- 障がいのある人への包括的な相談と支援を行う基幹相談支援センターの設置に取り組むとともに、精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアの構築に向け、地域の精神保健、医療、福祉等の関係者・機関で構成される協議の場の設置に取り組みます。

② 保健の推進・健康寿命の延伸

- 子どもの成長発達に合わせた健康診査を実施します。
- 各ライフステージに応じた相談体制の充実に努めます。
- 生活習慣病やがん等の疾病の早期発見と慢性化を予防するため、特定健康診査や各種がん検診等の健康診査体制の充実に努めます。
- 医師会、愛育委員・栄養委員等の地域の健康づくり組織、関係機関等と連携し、心身の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に努めます。

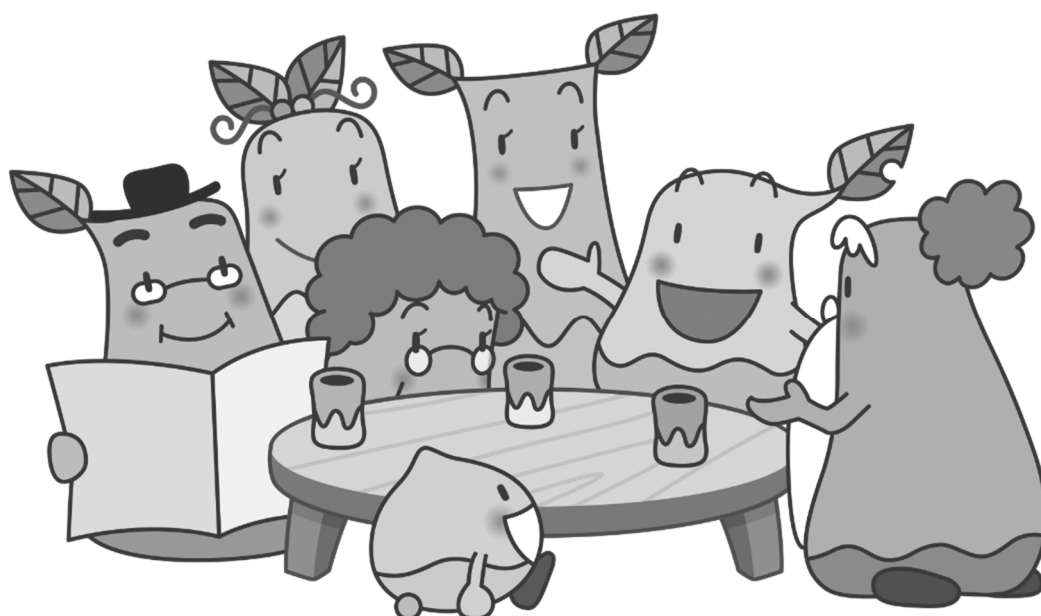
③ 地域医療の推進

- 県や関係団体等と協力しながら、保健・医療・福祉、主に医療と介護の連携、多職種が連携した在宅医療など医療体制の確保・充実に努めるとともに、保健・医療従事者及び福祉従事者の確保に努めます。

④ 他分野との連携による地域資源の発掘

- 地域団体・関係機関との連携のもと、見守り活動や集いの場などの機会を通じて、地域の中で様々な困りごとを抱える人の生活実態や支援ニーズの把握に努めます。
- 地域課題の中で、制度のすきまとなっている人や新しく発生した課題等への適切な対応について協議が行えるよう、個別ケース検討会議の場づくりに努めます。

- 地域の活性化を目指し、産業や農林水産、防災・防犯、社会教育、多文化共生などの分野と福祉分野との協働のもと、新たな地域資源の発掘・創出に取り組みます。



（２）権利擁護・虐待※防止等の推進

◀▷ 今後の方向性 ▶◀

高齢者や障がいのある人が安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活の状況をふまえた、権利擁護の支援を充実していくことが必要です。また、家庭や施設における高齢者・障がいのある人・児童等への虐待やDV※（ドメスティックバイオレンス）が問題となっています。

権利擁護の取組としては、日常生活自立支援事業※や成年後見制度※等の活用と福祉サービス利用の支援を行います。また、虐待等の防止対策として、地域の見守り活動や関係機関等のネットワークの強化を図りながら、早期発見・予防・対応に取り組めます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶◀

主体	取組の内容
個人・隣近所 （自助・互助）	◆福祉サービス等の利用に当たって、判断能力に不安がある人は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等を必要に応じて活用します ◆地域で虐待やDVの様子に気がついたときは、行政や学校、警察、児童相談所等に知らせます
地域の組織や団体 （互助・共助）	◆市内で行われている権利擁護事業について知り、支援を必要とする人に紹介します ◆地域の集まりや地域活動の中で、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待問題について学ぶ機会をつくれます ◆見守り活動等の中で虐待やDVの様子に気がついたときは、行政や学校、警察、児童相談所等に知らせます
社会福祉協議会 （互助・共助）	◆日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・利用促進を図ります ◆権利擁護の相談支援窓口となる権利擁護センターの設置に向けた行政や関係機関との協議をします ◆子どもを守る地域ネットワークによる、要保護児童の早期発見と適切な保護に取り組めます ◆成年後見制度の担い手として法人後見事業に取り組めます

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 権利擁護の推進

- 成年後見制度や市民後見制度の普及啓発を図るとともに、市民後見人の担い手となる人材の養成に取り組みます。
- 成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。
- 真庭市消費生活センターによる消費生活相談の周知を図るとともに、消費者被害の防止に向けた周知・啓発を図ります。
- 社会福祉協議会の実施する日常生活自立支援事業について周知と利用促進を図り、判断能力が十分でない方の権利や利益を保護し、地域での自立した生活を支援します。
- 国の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、計画的な制度の利用促進に努めます。
- 成年後見制度の利用を必要とする人の早期発見や、様々なケースに対応できるよう、司法関係者や福祉関係者を含む地域のネットワークを構築します。
- 市民の権利擁護に関するワンストップ相談支援窓口として、権利擁護センターの設置に向けて、社会福祉協議会や関係機関と協議します。

② 虐待・DV等防止の取組の強化

- 虐待やDVへの対応や防止に迅速に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに相談窓口の充実及びスキルアップを図ります。
- 虐待やDV等の防止について市民の理解を深めるため、広報や研修会の開催などによる情報提供を行います。
- 真庭市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）や地域包括支援センターの支援体制を強化し、関係機関と連携しながら子ども、障がいのある人、高齢者などといった対象者への支援や解決を図ります。

③ 人権啓発の推進

- 人権をテーマにした講演会を開催し、広く市民に人権啓発を行います。また、人権等に関する身近な相談の場となるよう、人権相談を実施します。

(3) ひとにやさしいまちづくりの推進

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

市民の誰もが快適な日常生活や社会参加がかなえられるためには、公共施設や交通機関、道路環境等が、高齢者や障がいのある人、子育て家庭の人など誰でも利用しやすい環境が整っていることが大切です。

そのため、公共施設や民間施設、交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化について整備や働きかけを進めます。また、外出・移動手段として、多様な手法を組み合わせることにより、地域の特性や市民ニーズに合った交通手段の環境整備を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 (自助・互助)	◆公共交通機関を利用します ◆隣近所や友人・知人で助け合います ◆階段の段差や乗り物の乗降で困っている人がいたら、できる範囲で手助けし合います ◆公共施設や交通機関の利用において不便に感じる場所があれば、自治会等の地域団体に知らせます
地域の組織や団体 (互助・共助)	◆地域内で公共施設や交通機関の利用において不便に感じる場所について情報を収集し、地域で話し合います ◆地域での支え合い・助け合いができる仕組みづくりに取り組みます
社会福祉協議会 (互助・共助)	◆地域から挙がるバリアフリー化等の要望について行政や関係機関と情報共有を図ります ◆当事者をはじめ市民の交流や社会参加を促すため、たすけあい号[※]や福祉車両の適正かつ有効な貸出を実施します ◆福祉移送サービス[※]により高齢者や障がいのある人などの日常の外出を支援します ◆地区社協やサロンで実施されている買い物支援の取組を継続します

▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- すべての人が安心して住み続けられる地域社会となるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- 障がい者等用の駐車場やトイレなどについて、当事者やその介助者の適正な利用が妨げられることがないよう市民への周知・意識啓発を図ります。

② 地域交通の充実

- 外出・移動手段について、地域の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
- コミュニティバス「まにわくん」について、ノンステップバス（低床バス）などの車両の導入を進めます。
- コミュニティバス「まにわくん」について、市民ニーズ（要望）を踏まえた運行体系の見直しを行います。
- 様々な交通機関との接続向上を図るため、民間バス、ＪＲ、公共交通機関に働きかけていきます。
- 子ども、障がいのある人、高齢者、妊婦の方などに配慮した誰にでも利用しやすい施設の整備を検討します。
- ＪＲ、バス・タクシー事業者などの旅客運送事業者に対して、誰にでも利用しやすい施設の整備や車両（ノンステップバス、ユニバーサルデザインタクシー（ＵＤタクシー）※など）の導入を働きかけていきます。
- 福祉車両の貸出や移送サービスなどの移動支援について、周知・利用促進を図ります。



（４）福祉サービスの充実

◀▷ 今後の方向性 ▶▷

誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、本市で実施している支援・福祉サービスが必要とする市民に対して適切に提供され、地域生活に係る困りごとが軽減・解消されるように体制づくりが必要です。

そのため、地域の生活課題やニーズに的確に対応できるよう、近隣市町村との連携を図りながら法や制度に定める福祉サービスの充実を目指します。また、各種福祉サービスについて必要とする人が円滑に利用できるよう周知・啓発を図ります。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶▷

主体	取組の内容
個人・隣近所 （自助・互助）	◆福祉サービスについてわからないことは問い合わせをし、納得して利用します ◆福祉の制度やサービスについて、周りの人と情報を共有します ◆福祉サービスを提供する人や事業所について問題を感じた場合は行政や関係機関へ情報発信します
地域の組織や団体 （互助・共助）	◆広報紙や回覧板を活用し、福祉の制度やサービスの情報を発信します ◆福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人について相談や話し合いを通じて利用につなげます ◆地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実等について行政や関係機関へ情報発信します
社会福祉協議会 （互助・共助）	◆介護サービス・障害福祉サービスの充実を図るとともに、研修会等へ参加し質の高いサービスを提供します ◆公的制度のすきまとなる福祉課題に対する支援・サービスを検討します ◆福祉サービスの利用について住民からの苦情相談があった場合、行政や関係機関との連携による解決に向けた適切な対応に取り組みます

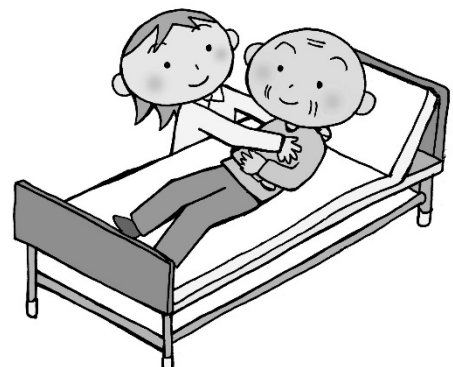
▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 福祉サービスの充実

- 高齢者や障がいのある人、子どもとその保護者など、福祉サービスを必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、各福祉分野計画に基づき介護保険サービスや障がい福祉サービス、子育て支援サービスの提供体制の確保と充実に取り組みます。
- 市民が各福祉制度の状況や福祉サービスの内容等に関する情報を効率的に得られ、利用できるよう、広報紙やホームページ等によるわかりやすい情報の提供に取り組みます。
- 医療・福祉の仕事について広く周知を図り、関係機関等と連携した求人情報・職情報の発信を行い、医療・福祉に関わる人材の確保を目指します。
- サービス従事者の技能や知識の向上のための研修機会の充実に取り組みます。
- 福祉サービスの提供に係る関係機関やサービス提供事業者との連携のもと、福祉サービスに対する苦情や意見を把握し解決へと結びつける仕組みづくりを進めます。

② 共生型サービスの推進

- 必要な支援へと結びついていない人や制度のすきまとなる人への効果的な対応ができるよう、保健・医療・福祉の連携と調整を図るケア会議の充実に努めるとともに、庁内関係課との連携強化を図ります。
- 高齢者、障がい児者等の分野でわかれていたサービスを、同一の事業所で総合的に提供する「共生型サービス」について、社会福祉事業者等へ情報提供するなど、整備の働きかけに努めます。



（５）地域福祉の情報提供の充実

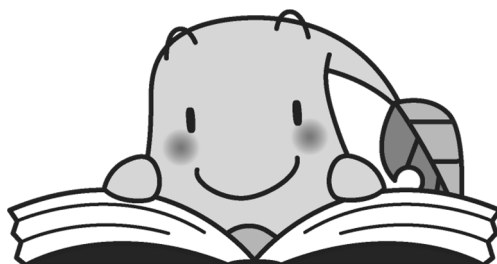
◀▷ 今後の方向性 ▶◀

情報化社会の進展に伴い、市民一人ひとりの年代や世帯構成、生活スタイルによって様々な情報媒体が活用されています。一方、福祉に関する情報を入手できていない人は約半数となっており、十分な情報提供や福祉への関心を高める取組が求められます。

そのため、広報紙や町内会回覧板等による従来の情報媒体を活用して、本市の地域福祉や地域づくりに関する情報提供を図っていくほか、ＩＣＴ※（アイ・シー・ティー：情報通信技術）を活用した情報発信など、誰もが情報を得やすい環境づくりを進めます。

◀▷ 自助・互助・共助の目指す取組 ▶◀

主体	取組の内容
個人・隣近所 （自助・互助）	◆広報紙や回覧板などから福祉の制度やサービスの知識を身につけます ◆講演会や研修会などの福祉に関する学びの場に参加します ◆福祉の制度やサービスについて、周りの人と情報を共有します
地域の組織や団体 （互助・共助）	◆広報紙や回覧板などを活用し、福祉の制度やサービスの情報を発信します ◆自らの組織や団体の取組について情報を発信します ◆福祉の制度やサービスに関して必要だと思う情報について、行政や関係機関に積極的な発信を求めます
社会福祉協議会 （互助・共助）	◆社協だよりや真庭いきいきテレビ、告知放送※等を活用し、社会福祉協議会の役割や活動内容、福祉の支援情報について周知します ◆ホームページやパンフレットなどの更新・活用による、誰もがわかりやすい情報を提供します



▲▽ 行政（公助）の目指す取組 ▲▽

① 地域福祉に関わる情報発信

- 広報紙や各種パンフレット、ホームページ、真庭いきいきテレビ、ＩＣＴ等を活用し、地域福祉に関する考え方や地域で行われている福祉活動について周知・啓発を図ります。
- 情報の発信にあたっては、視覚障がいや聴覚障がいのある人にも配慮した情報提供の充実に取り組みます。

② 様々な機会における情報発信の充実

- 真庭地域ふれあいスポーツフェスティバルや地域の文化祭などの機会を活用し、福祉活動の紹介や活動への参加の呼びかけ等に取り組みます。
- 地域団体や真庭市ボランティア市民活動センター（社会福祉協議会）との連携により、地域活動の事例発表、パネル展示等を実施し、広く市民に対して啓発活動を行います。



第5章 地域福祉計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野のみならず産業や農林水産、防犯・防災、社会教育、多文化共生など多くの生活分野が横断的に連携し、困りごとを抱える地域住民への包括的支援体制の確保や地域そのものの活性化を図っていくことが重要です。

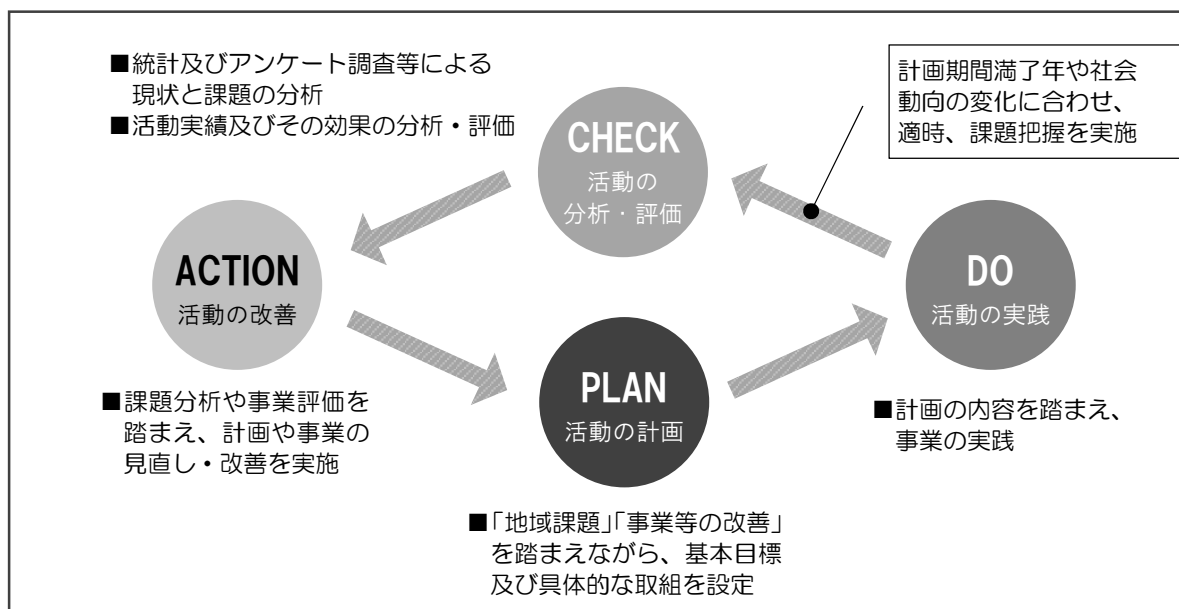
そのため、庁内関係各課における横断的な連携体制の確保を目指すとともに、専門職や専門機関との連携・協働体制を図り、計画の効果的な推進を目指します。

第2節 CAPDサイクルによる点検・評価

計画の円滑な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、はじめに現状分析と評価（Check）を行い、現行施策の見直し改善（Action）を図り、目標を定め具体的な事業を立案（Plan）し、実践（Do）する、「CAPDサイクル」体制により、有効性・効率性の高い施策実施を目指します。

点検・評価体制としては、「真庭市地域福祉計画等策定委員会」に進捗状況の点検や課題の分析をする役割を果たしていただき、着実に推進していきます。

■CAPDサイクルのプロセスのイメージ



第6章 資料編

真庭市の統計・市民意識の状況

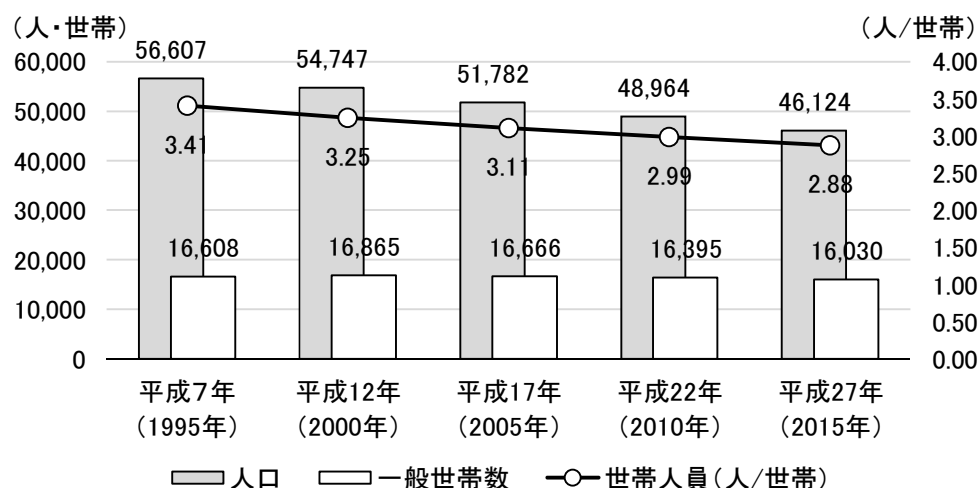
(1) 人口に関する状況

① 人口と世帯数

本市の人口及び世帯数は減少傾向・核家族化傾向で推移しており、平成27年（2015年）の人口は46,124人、世帯数は16,030世帯、世帯人員は2.88人となっています。

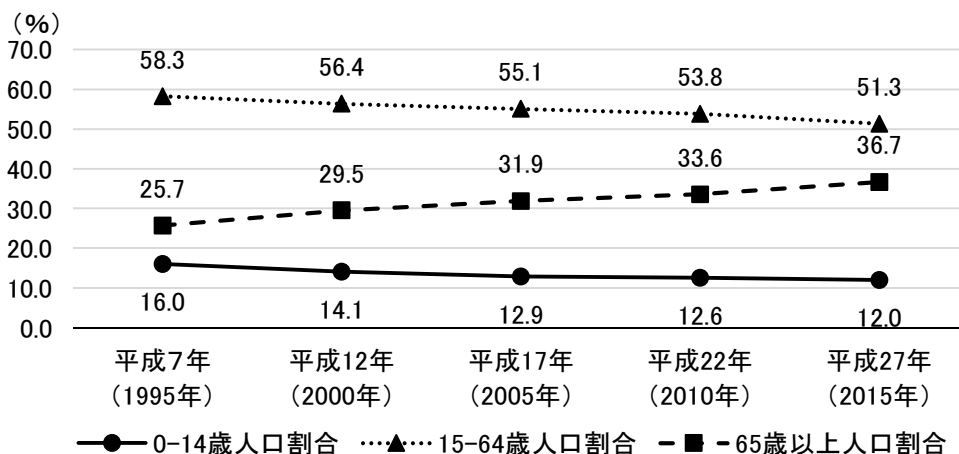
年齢3区分別の構成比の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口割合）が平成27年（2015年）で36.7%と増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がみられます。

■人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別の構成比の推移



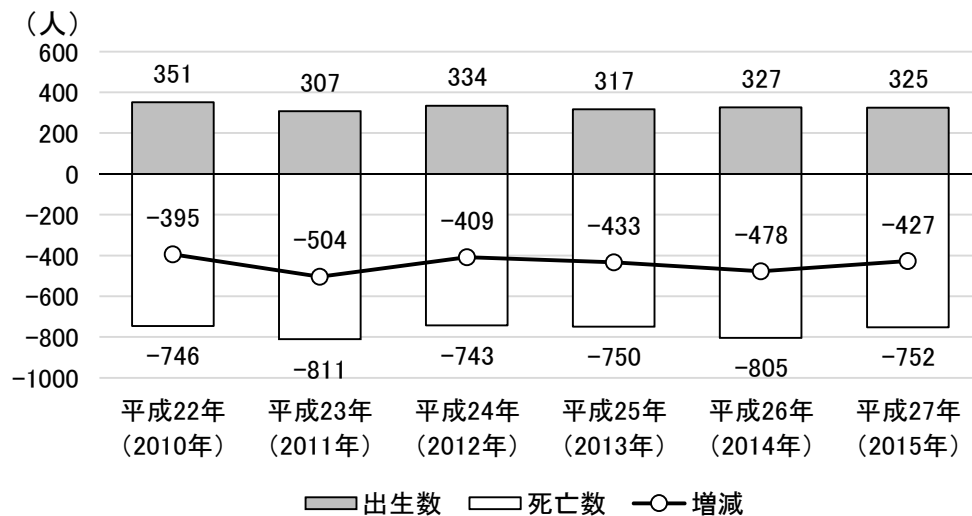
資料：国勢調査

② 出生・死亡の状況

本市の出生数は概ね 300 人～350 人程度で推移しています。一方、死亡数は 750 人～800 人程度で推移しており、死亡数の方が多い状況となっています。

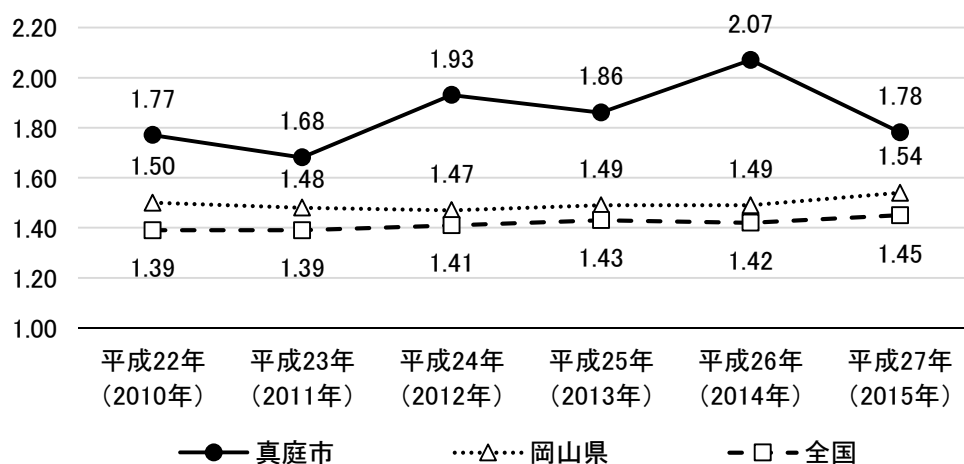
合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国・岡山県と比べて高い水準で推移しており、平成 27 年（2015 年）では 1.78 人となっています。

■出生・死亡数の推移



資料：岡山県 衛生統計年報

■合計特殊出生率の推移



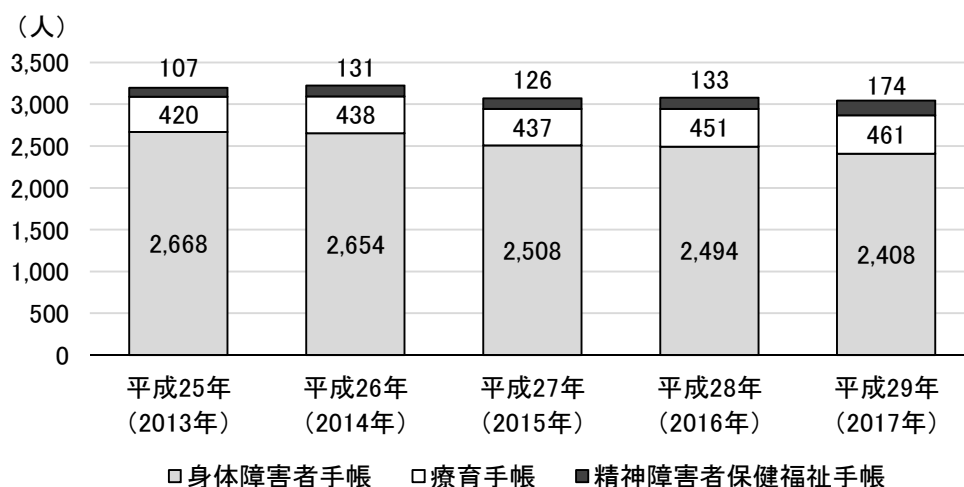
資料：岡山県 衛生統計年報

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳所持者数の状況

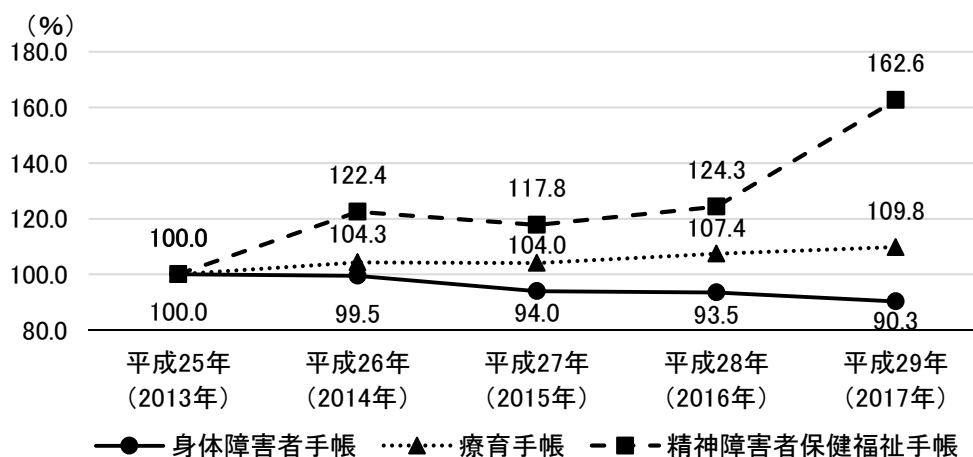
身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しており、平成 29 年（2017 年）では 2,408 人となっています。一方、療育手帳所持者は 461 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 174 人で増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が多くなっています。

■各障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課 各年 3 月 31 日

■平成 25 年（2013 年）を 100.0 としたときの増減の推移



資料：福祉課 各年 3 月 31 日

② 各手帳所持者の等級の状況

平成 29 年（2017 年）の各手帳所持者を等級別にみると、身体障害者手帳では、1 級が 28.8%で最も多く、2 級も含めると 43.5%を占め、重度の人が多い状況となっています。

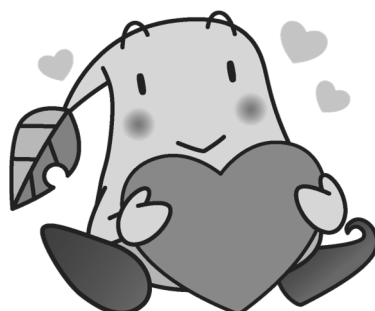
療育手帳では、A 判定の人の微減に対し B 判定の人は増加で推移しており、約 3 割が A 判定、約 7 割が B 判定となっています。

精神障害者保健福祉手帳では、2 級の人が 7 割台を占めて高くなっています。

■各手帳所持者数（等級別）及び構成比の推移

単位：人（%）

区分		平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
身体障害者手帳	1 級	734 (27.5)	748 (28.2)	714 (28.5)	712 (28.5)	693 (28.8)
	2 級	402 (15.1)	392 (14.8)	369 (14.7)	370 (14.8)	354 (14.7)
	3 級	369 (13.8)	372 (14.0)	347 (13.8)	354 (14.2)	341 (14.2)
	4 級	712 (26.7)	707 (26.6)	675 (26.9)	647 (25.9)	629 (26.1)
	5 級	206 (7.7)	193 (7.3)	183 (7.3)	181 (7.3)	174 (7.2)
	6 級	245 (9.2)	242 (9.1)	220 (8.8)	230 (9.2)	217 (9.0)
	計	2,668	2,654	2,508	2,494	2,408
療育手帳	A 判定	143 (34.0)	141 (32.2)	135 (30.9)	136 (30.2)	135 (29.3)
	B 判定	277 (66.0)	297 (67.8)	302 (69.1)	315 (69.8)	326 (70.7)
	計	420	438	437	451	461
精神障害者保健 福祉手帳	1 級	11 (10.3)	16 (12.2)	13 (10.3)	12 (9.0)	18 (10.3)
	2 級	86 (80.4)	96 (73.3)	95 (75.4)	98 (73.7)	124 (71.3)
	3 級	10 (9.3)	19 (14.5)	18 (14.3)	23 (17.3)	32 (18.4)
	計	107	131	126	133	174

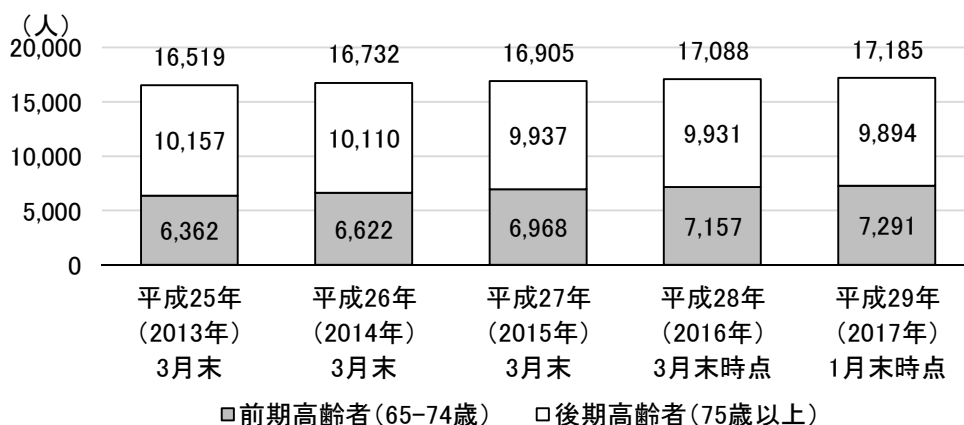


(3) 介護保険の状況

① 第1号被保険者の状況

後期高齢者（75歳以上）は微減で推移していますが、前期高齢者（65-74歳）の増加が多く、第1号被保険者数は増加傾向で推移しています。

■第1号被保険者数の推移

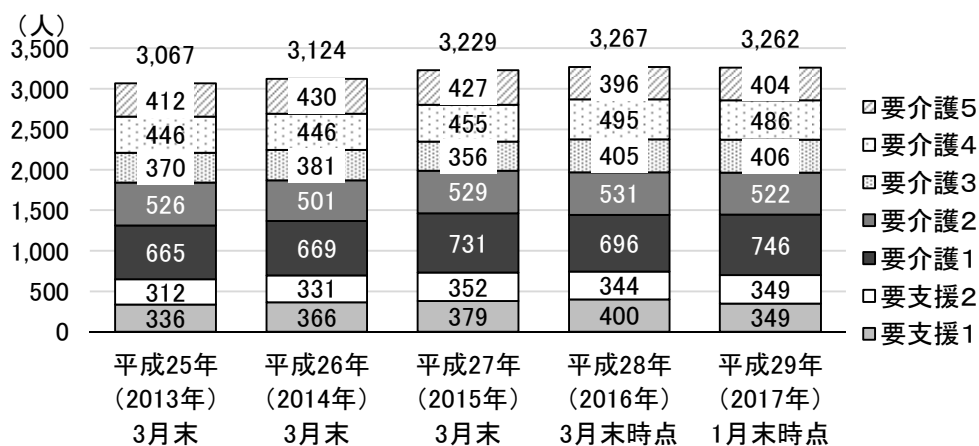


資料：介護保険事業状況報告

② 要介護認定者の状況

要介護認定者数は微増で推移しています。要介護認定率は平成29年（2017年）1月末時点で19.0%となっており、全国（18.0%）、岡山県（20.3%）の中間程度の水準となっています。

■要介護認定者数の推移



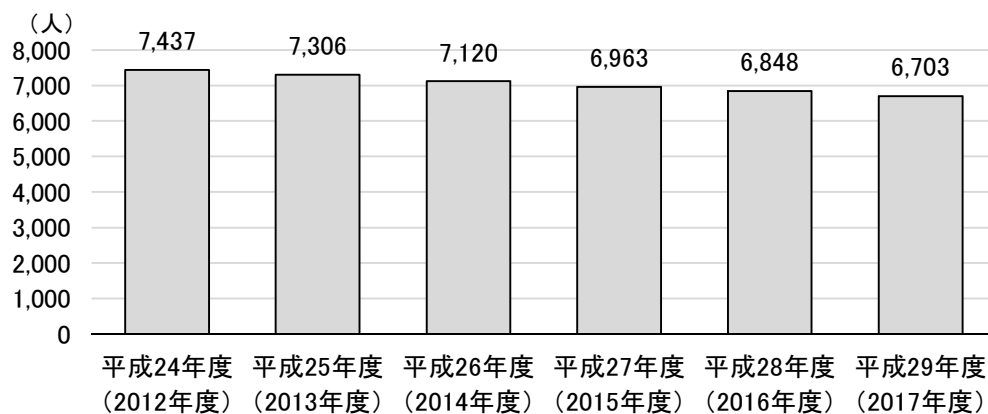
資料：厚生労働省「地域包括ケア 見える化システム」

(4) 子どもを取り巻く状況

① 児童数の状況

児童（18歳未満）の数は減少傾向で推移しており、平成29年度（2017年度）では、6,703人となっています。

■児童数の推移

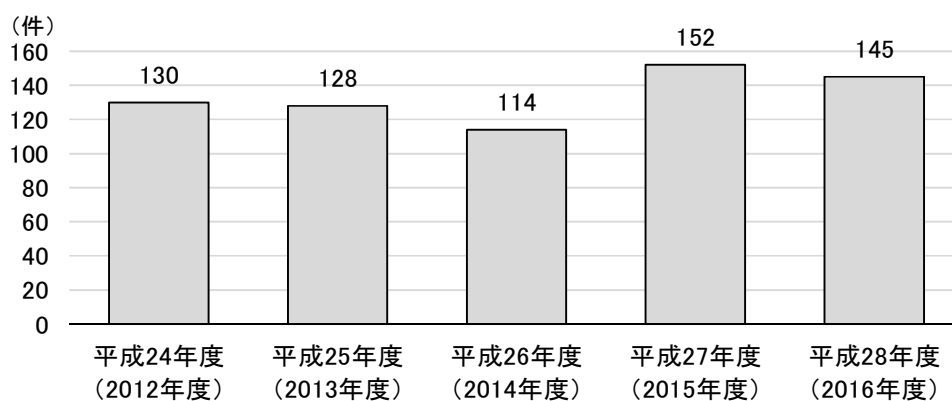


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

② 児童に関する相談の状況

平成26年度（2014年度）にかけて微減で推移していましたが、平成27年度（2015年度）に増加に転じており、平成28年度（2016年度）の相談件数は145件となっています。

■児童家庭相談件数の推移



資料：子育て支援課（各年度末現在）

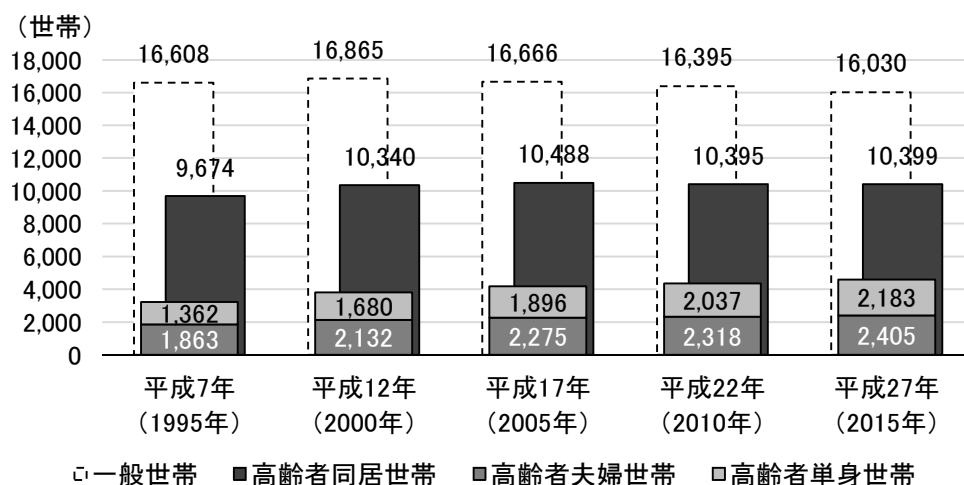
(5) 支援を要する世帯の状況

① 支援を要する世帯の状況

高齢者同居世帯は平成17年（2005年）から微減に転じ、平成27年（2015年）では10,399世帯と、一般世帯の6割強を占めています。高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯は増加傾向で推移しており、平成27年（2015年）では合わせて4,588世帯と、一般世帯の約3割を占めています。

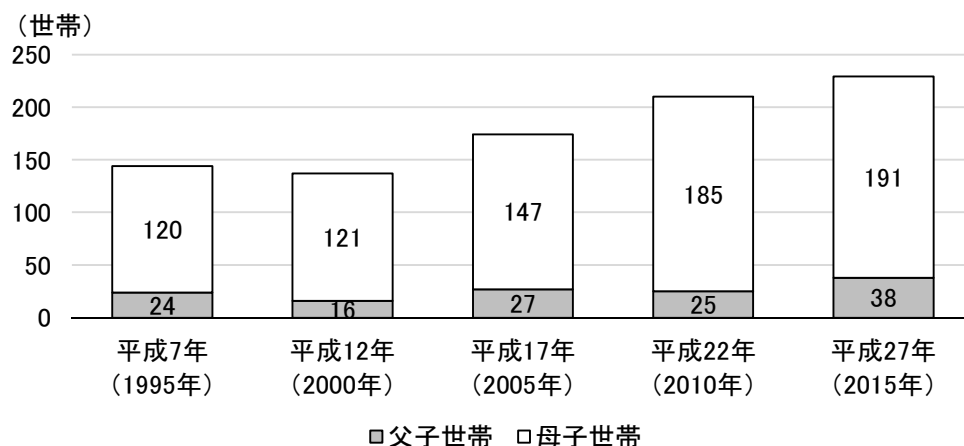
ひとり親家庭の状況をみると、増加傾向で推移しており、平成27年（2015年）では229世帯となっています。母子家庭の増加が多くなっています。

■高齢者世帯数の推移



資料：国勢調査

■ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）数の推移



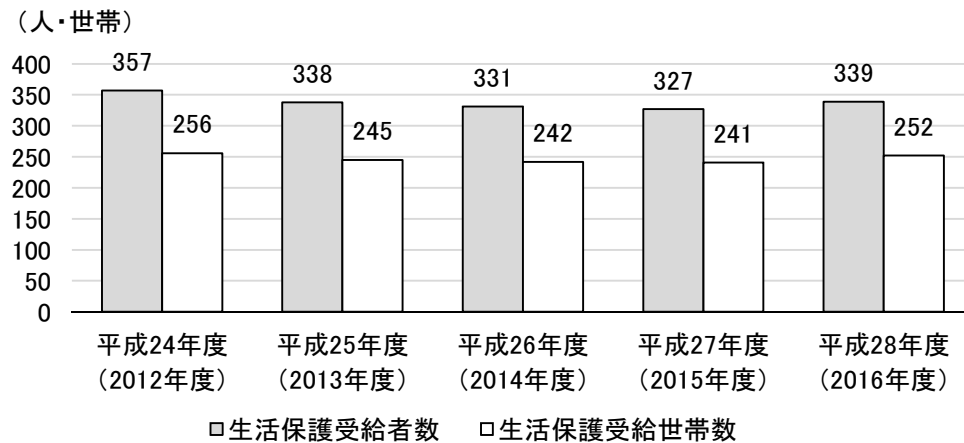
資料：国勢調査

② 生活保護受給世帯の状況

平成 25 年度（2013 年度）以降、生活保護受給者数は概ね 330 人前後、受給世帯数は 250 世帯前後で推移しています。

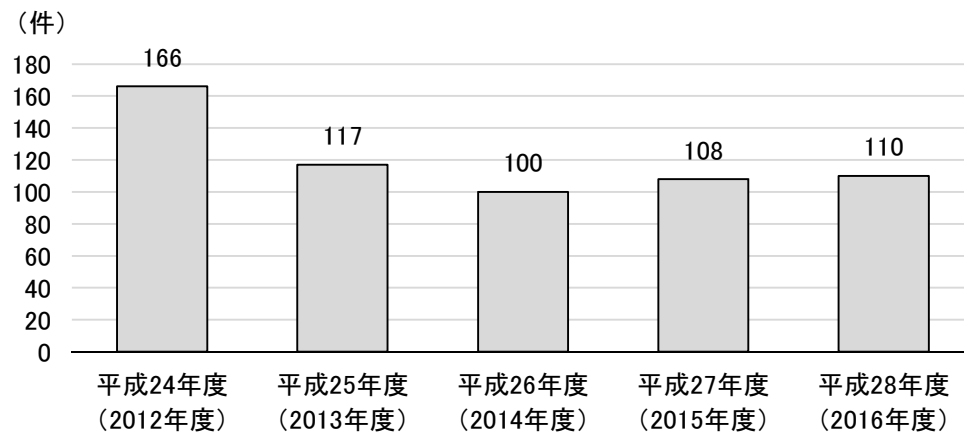
生活保護受給相談件数は平成 25 年度（2013 年度）以降、100 件～110 件台で推移しており、平成 28 年度（2016 年度）では 110 件となっています。

■生活保護受給者数及び受給世帯数の推移



資料：福祉課 各年度末現在

■生活保護受給相談件数の推移



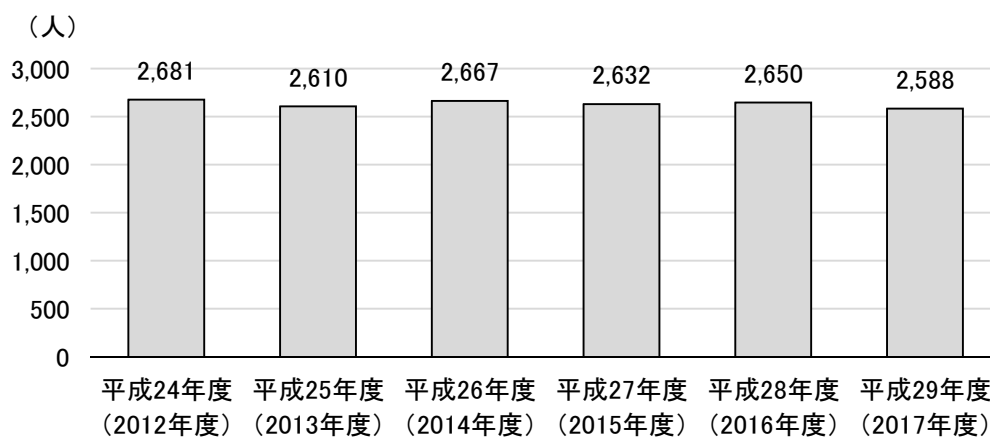
資料：福祉課 各年度末現在

(6) 消防・防災活動の状況

真庭市の消防団員数は平成 29 年度（2017 年度）で 2,588 人となっており、条例定員の 2,650 人（平成 29 年（2017 年）9 月定員改正）を割り込んでいます。

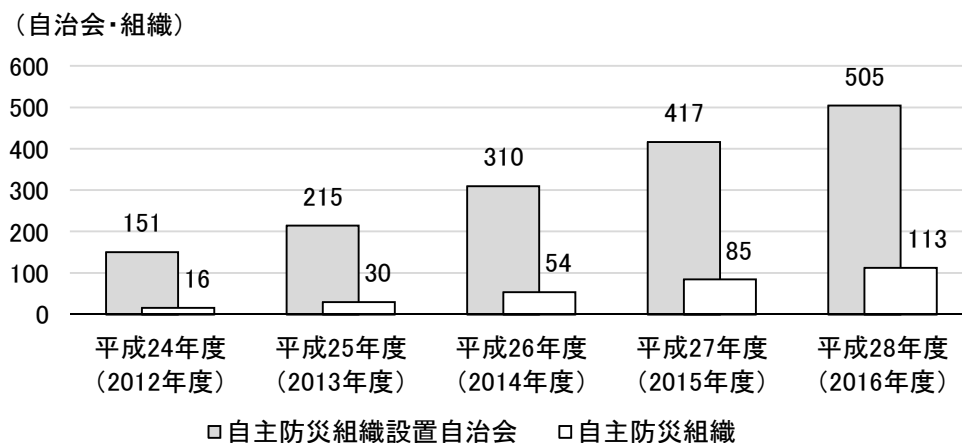
自主防災組織を設置している自治会は、平成 28 年度（2016 年度）で 505 自治会と増加傾向となっています。

■消防団員数の推移



資料：危機管理課 各年度 4 月 1 日現在

■自主防災組織設置自治会数の推移



資料：危機管理課 各年度末現在

(7) 市民意識の状況

① アンケート調査からみる状況（抜粋）

地域への愛着などについて

- 3割強の人が生まれてからずっと住んでおり、3割弱の人は市内での転居、約4割の人が市外からの転入という状況となっています。
- 9割弱の人が地域に愛着を感じています。市内での居住年数が長い人ほど愛着を感じる傾向がみられるほか、地域との付き合いの頻度が高い人ほど住みやすい・住み続けたいと考える人が多くなっています。
- 今後の居住意向がない人の理由をみると、「交通の不便」を挙げる割合が最も高く、地区別でみると北房、落合、勝山、美甘でその割合が高くなっています。

地域との関わり合いについて

- 隣近所との付き合いの程度をみると、あいさつ以上の関わりを持っている人は9割強となっています。若年層ほど付き合いが浅い傾向がみられます。
- 近所付き合いに対する意識をみると、付き合いは「当然である」、「必要である」と考える人が7割強となっています。一方、近所付き合いの浅い若年層では近所付き合いの必要性を感じない人が比較的多くなっています。
- 町内会・自治会の加入をしていない人は1割に満たない状況となっています。居住年数が短い人の未加入が多い傾向がみられ、また、未加入の理由として「誘いがなかった」の割合が高くなっています。
- 町内会・自治会加入者の地域活動の参加は8割弱の人が参加しており、高齢層の参加割合が高くなっています。
- 町内会・自治会の地域活動に参加していない人の理由をみると、若年層では「仕事などの多忙」が、高齢層では「身体的な理由」で参加していない状況がみられます。今後の参加意向をみると、「積極的に」、「内容によっては」参加していく意向の人が8割弱います。

地域での暮らしの問題点について

- 暮らしの中での悩みや不安をみると、若年層では「子育て・教育」、「経済的な問題」、「仕事」に不安を感じており、高齢層では「自分や家族の健康・老後」、「介護」に対して不安を感じている状況がみられます。

- 悩みや不安の相談相手は、主に「家族」、「友人・知人」、「親戚の人」となっており、市役所などの相談窓口を利用している割合は1割に満たない状況となっています。
- 一人暮らしの高齢者や介護をしている家族等への支援については、「できる範囲で支援したい」が4割強で最も高くなっています。一方、近所付き合いが浅い人や若年層では「何をすればいいのかわからない」の割合が高くなっています。
- 地域で課題に感じることをみると、全体では「高齢者や障がいのある人などの介護や生活支援」、「交通手段の確保」、「地域医療の充実」の割合が高くなっています。若年層でみると「子どもの遊び場」、「地域・家庭での子育て」、「施設や住宅・道路の整備」、「買い物場所の充実」の割合が高くなっています。
- 運転できなくなったときに必要とする外出時の移動手段は主に「バス」が6割強、「自家用車」が4割強、「タクシー」が3割弱の順に高くなっています。
- 日常生活で不自由になったときに必要とする手助け、また、困っている人へできる手助けは、共に「見守り・声かけ」の割合が高くなっています。
- 地域で助け合いの輪を広げていくために必要なこととして、「住民自身が日頃から地域のつながりをもつ」が約6割、「助けを必要とする人の要望を十分に把握する」が4割強、「相談窓口や活動団体等への援助」が約3割で高くなっています。

災害時について

- 災害発生時の避難について「助けを必要とする」が4割弱、助けを必要とするか「わからない」が2割強となっています。高齢層や健康状態の悪い人において助けを必要とする割合が高くなっています。
- 災害発生時に避難等を助けてくれる人は「家族・親戚」が5割強、「隣近所・友人」が3割弱、「消防団」が約1割となっています。住民同士の助け合いが必要になった際にできることについては、「安否確認作業」が5割弱、「救助活動」が3割強の順に高くなっています。

ボランティア活動について

- ボランティア活動に「現在参加している」は約1割、「過去に参加したことがある」が3割弱と、4割程度の人が参加経験者となっています。また、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」が3割弱となっています。
- ボランティア活動の情報入手手段は、「広報紙」、「知り合い」が3割強で高くなっています。特に、ボランティア活動に「現在参加している」人では「知り合い」の割合が高くなっています。

- 今後参加してみたい活動をみると、主に「高齢者の見守り、声かけ、安否確認」、「子どもの見守り、子育て支援」、「地域の環境美化活動」の割合が高く、若年層では「子育て支援の活動」が、高齢層では「高齢者支援の活動」への参加意向がみられます。
- ボランティア活動等の活性化に必要なこととして、主に「若年層の参加」、「学校教育や社会教育」、「負担の少ない活動内容」の割合が高くなっています。また、ボランティア活動に「参加したことがないが、機会があれば参加したい」人では「友人や家族で参加できる活動」、「活動を仲介する窓口」を必要とする傾向がみられます。

生活困窮の問題について

- 経済面で生活に困ったときの相談相手は「親族」が6割強、「市の相談窓口」が4割弱、「社会福祉協議会」が約1割となっています。
- 経済面で生活に困ったとき、必要と思うサポートについては「生活困窮に関する相談体制」が4割強で最も高く、また、「就労訓練や就労体験」、「生活困窮家庭の子どもへの進学・学習支援」の割合も高くなっています。

地域福祉施策の認知度と必要な取組について

- 「地域福祉」について知っている人は約6割となっており、また、ボランティア活動へ参加している人において認知度が高くなっています。
- 福祉のサービスや施設などの情報について約5割の人が情報を得られていない状況となっています。欲しいと思う情報の入手方法として、「広報紙」が約6割強、「町内会の回覧板」が約4割、「真庭いきいきテレビ」が約3割となっています。若年層では「インターネット」の割合が高くなっています。
- 地域住民の助け合いの活性化に必要なこととして、「高齢者や障がいのある人が自宅で生活できるサービス」が約5割、「身近な相談窓口」が4割弱、「住民がともに支えあう仕組みづくり」が3割弱となっています。
- 社会福祉協議会の認知度は約9割となっています。特にボランティア活動に参加している人の認知度が高くなっています。
- 社会福祉協議会の今後の取組で必要だと思うことについて、全体では「在宅で健やかに生活することを支援する活動」が約5割と高くなっており、また、若年層では「子育てに関する支援活動」、「福祉体験を応援する活動」の割合が高くなっています。

② 市民ワークショップからの意見（抜粋）

第1回「地域活動の充実」ワークショップ意見まとめ

第1回ワークショップでは、「身近な地域にどんな困りごとを抱える人がいるか」、「困りごとに対してどのような解決方法があるか」、「解決方法にどのような役割分担で取り組むか」について意見を出して頂きました。

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
高齢化	・老老介護、1人暮らし ・家族が遠くから来て様子をみている ・ひきこもりの人 ・認知症の人の暮らし ・介護の方法がわからない ・介護認定が受けられない谷間の人	・地域のサロン運営 ・配食サービス ・カウンセリング ・シルバー人材に登録して働く ・若者と高齢者の交流 ・認知症サポーターの養成 ・予防や健診で元気であること ・地域での声掛けを社協、住民同士で ・メール、電話をつかった安否確認 ・福祉サービス事業のPR ・支えきれない人に対する施設の充実 ・介護について学べる機会づくり
少子化	・転入した妊婦さん、ママ友つくりたい ・育児の仕方 ・子どもが熱を出した時などに相談する人がいない ・子どもの遊び場 ・シングルマザーの人の暮らし	・地域のサロン運営 ・子育て中の若い人、妊婦さんへの訪問 ・話し相手になる、困りごとをきく ・育児休暇をとりやすい体制 ・縁結びのおせっかい役をする ・学童保育を各地域に ・福祉サービス事業のPR
障がいのある人	・目や耳に障がいのある人の情報入手 ・障がいのある人の親の高齢化	・同じ境遇にいる人同士の交流 ・日々の声かけ ・障がいのある人への買い物支援 ・障がいのある人への理解の普及 ・福祉サービス事業のPR
農業	・農業の後継者がいない ・荒地が増えてきた ・水路、農道の維持	・農業を引き受けてくれるような会社 ・新しい作物、生産技術の導入 ・資源を使って珍しいものをつくる
教育	・勉強スペースが少ない ・不登校の生徒	・学習スペースづくり ・小中学校の良いところをPRして市外から来るようにする ・学童保育を各地域に

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
相談	・身近に相談できる人がいない	・周り近所で声かけ ・同じ悩み同士で集まる会 ・相談の橋渡しができる気軽な相談場所、人 ・地域で悩み相談・解決したりする場をつくる ・困りごとの声を吸い上げるシステム
働く場	・仕事がない、できない ・収入に困っている ・障がいのある人の働く場	・仕事の紹介 ・仕事を提供する立場の人の開拓育成 ・「注文を間違える料理店」で認知症の方の働く場所づくり
地域活動・ボランティア活動	・ボランティアをする人がいない ・参加したくても体力がない ・自治会役員のなり手がいない ・1人が多くの役を受けている ・アパート住まいだと声がかからない ・地域への関心が薄れている	・ボランティア制度を教える ・市民とボランティアを仲介する人 ・ボランティア精神の涵養 ・定期的な近所の話し合いの場づくり ・どうしたらいいかと自分から近所に声をかける ・地域主体の行事を行政が支援 ・リーダーの養成 ・自治会長、民生委員などの地域のネットワークをつくる ・個人情報の制度見直し
地域付き合い	・あいさつしても返してくれない ・近所との付き合いができない人 ・移住してきた人は頼る人がいない ・市住民への対応に困っている ・地域の集いの場が少ない	・隣組のような組織づくり ・サロン活動に誘う ・元気輝きエクササイズ運動 ・地域の人々の声かけ、見守り
移動・交通	・車を運転できない ・交通の便が悪い ・運転免許返納後の外出する足がない ・汽車の本数が少ない	・タクシーやバスの運行回数を増やす ・電話で車を出してもらえるサービス ・地域の人がついでにらせてあげる ・地区社協で買い物バスを出す ・行政のまにわくんの充実
医療	・医療機関がない ・小児科医が少ない	・医師、医療機関を増やす ・小児科医、産婦人科医を増やし真庭で出産、子育てできるようにする ・出張診療所 ・医師会の協力
経済	・経済的な問題で生活が困難な人 ・生活保護受給者	・年金を増やす ・若者の働く場を増やす ・大型ショッピングモールをつくって雇用を
生活環境	・買い物する場所が少ない ・草刈りが大変 ・駐車場がない	・宅配や移動販売 ・草刈りボランティア ・シルバー人材センターの活用

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
自然環境	• ごみのポイ捨て、犬のフンの問題 • ごみの野焼き • 冬期間は除雪に困っている	• 看板などで注意喚起 • シルバー人材センターの活用 • 清掃活動
空き家	• 空き家や空き地だらけ • 空き家の管理ができない	• 行政による管理組織、NPOの育成 • 空き家データベースを活用する • 撤去方法を簡単にする • 地域で空き家活用方法を考える

<ワークショップの風景>



第2回「支え合いの和（輪）づくり」ワークショップ意見まとめ

第2回ワークショップでは、「参加した・知っている地域活動」、「地域活動に関する困りごと」、「困りごとに対してどのような解決方法があるか」、「解決方法にどのような役割分担で取り組むか」について意見を出して頂きました。

知っている・参加したことがある地域活動			
【地域活動団体】			
・ 敬老会	・ 愛育委員	・ 親子クラブ	・ やろう会（若者の会）
・ P T A	・ 婦人会	・ 社協	・ 自治会
・ 目黒構研究会	・ 子ども会	・ 三世代交流会	・ 防災組織
・ 消防団	・ 自立支援協議会	・ 発達障がい児親の会	・ 商工会
・ 民生委員	・ 街づくり委員会	・ スポーツ少年団	・ 自主防災組織
・ 栄養委員	・ 農協女性部	・ 婦人林研	
【地域行事】			
・ 盆踊り	・ 廃品、資源回収	・ スタンプラリー	・ ソフトバレーボール大会
・ 源流の碑	・ 一斉清掃	・ 魚のつかみ取り	・ 防災炊き出し
・ 地域のまつり	・ 花火大会	・ ウォークラリー	・ トライアスロン
・ だんじり	・ 元気フェスタ	・ ペタンク	・ 夜警
・ はないっぱい運動会	・ サロン	・ とんど	・ 男性料理教室
・ 婦人部お茶会	・ ノルディック	・ 親子つどいの広場	・ そうめん流し
・ お花見	・ 地区の大師講	・ 親子クッキング	・ 健診の手伝い
・ 共同募金	・ 久世新年ロードレース	・ 草刈り	・ ふるさと再発見の旅
・ 百万遍	・ 湯原っしい	・ 空き家調査	・ チャリティコンペ
・ 観光農業体験	・ ブリ市	・ 軽トラ市	・ 6・26の日
・ お弁当づくり	・ 配食サービス	・ 障がい者スポーツフェスティバル	・ 職場体験
・ 地域づくりフェスタ	・ 防災キャンプ	・ 見守り活動	・ まにわしめ山プロジェクト
・ 総合型地域スポーツクラブ	・ 防災訓練	・ 小学生の放課後の居場所づくり	・ 朝のラジオ体操
・ すこやか教室	・ 小学校への学習支援	・ 美化活動、花壇づくり	・ グラウンドゴルフ
・ バザー			

分野	地域活動を行ううえでの 困りごと・改善点	課題の解決方法・役割
人口 減少	・ 参加者の減少 ・ 子どもが少ない ・ 人手不足、若者離れ ・ 住民の考え方が変化している ・ 若者の遊ぶ場がない	・ 子育てしやすい環境 ・ 若者が定住できる環境 ・ 地元に残る、残りたいと思う雇用 ・ 病院、医療の充実 ・ 大学の誘致、大学生を呼ぶ ・ 過疎地の有効活用
交通	・ 高齢者は行事参加するにも遠い ・ 交通手段が少ない ・ 送迎するにも事故等があったらどうしよう	・ 誰でも利用できる移送サービス ・ タクシー券、介護タクシー ・ まにわくんの増便 ・ 道路の雪かき、除雪
空き家	・ 空き家の増加	・ 空き家バンクの登録

分野	地域活動を行ううえでの 困りごと・改善点	課題の解決方法・役割
団体 運営	・交代がない、新規がない ・サロンに参加して欲しい人が参加しない ・役の回ってくる回数が多い ・資金不足、寄付が集まらない ・マンネリ化 ・ボランティアがない ・高齢者の健康の問題 ・地域活動への気持ちが薄い ・消防団に入らない ・活動場所の減少 ・やる気のある人、ない人の差が激しい	・声かけ、近所の人と一緒に参加 ・内容を整理して少なくする ・同じ人に役がいかない工夫 ・ふるさと創生資金の活用 ・少額の集金でも各戸まわる ・県南の活発な地域との交流 ・市による先進県の見学、研修機会 ・友愛の丘を利用したリーダー育成 ・若者会や学生ボランティアの活用 ・高齢者の元気組を生かす ・ボランティア保険の仕組み ・補助金に規制を設けない ・団体数をまとめ、大きなものにする
イ ベ ント 内 容	・新しいイベントができない ・イベントの日時調整 ・屋台の減少 ・だんじりを押す人が少ない ・祭りの日程が重なる	・地域の催しへの積極的な参加 ・小中学生の参加 ・手間、お金のかからないイベント ・各組織のイベントを合同にする ・若い人の意見を聞き内容を見直す ・中高年層の活性化及びイベント
情報・ P R	・情報不足 ・祭りの案内が広がっていない ・活性化につながる目玉が見つからない	・地域の魅力を発信する ・市民一人ひとりの地域自慢 ・子どもの時から地元の魅力にふれられる活動 ・それぞれの活動について全市民が知る（P Rや学校授業で） ・真庭の自然（宝物）のP R
地域 交流	・地域同士のふれあいが少ない ・世代間交流が少ない ・発達障がいに対する理解が少ない	・隣町とのネットワークの強化 ・横のつながりをスポーツなどで ・市バスを使った世代間交流、お年寄りツアー ・一般、学生ボランティア同士の交流 ・つながりを大切にする、地域を頼りにする ・地域はI・Uターンを受け入れる ・発達障がいを知る研修、ワークショップ等

<ワークショップの風景>



第3回「障がいのある人への理解」ワークショップ意見まとめ

第3回ワークショップでは、同年度に策定する「第3次真庭市障がい者計画【障がい者計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）】」の施策立案の参考とするため、障がいのある人の生活を取り巻く困りごとや必要な取組、そして困りごとの解決によってかなえられる夢・暮らしについて意見を出して頂きました。

分野	障がいのある人の暮らしを取り巻く困りごと	困りごとの解決方法や役割
防災	・困っていることを自ら声に出せない人もいる ・避難場所を知らない ・誰が支援するかの役割分担ができていない ・行政は支援の必要な人への情報公開ができない ・自主防災組織も、障がいの状況や特性を十分に理解できていないのでは ・災害時避難所で普段と様子が違うと戸惑ってしまう、配慮が必要	・日頃からの声かけ、見守り ・防災マップ、ハザードマップの周知と利活用 ・行政中心に情報発信してもらう ・広い範囲での避難訓練を行い、1人1人の役割を確認する ・各種団体の地域内連携 ・自主防災組織の設立 ・災害時の障がいのある人への接し方について学べる機会をつくる ・避難所のバリアフリー化を進める
住宅・バリアフリー	・トイレが和式、障がい者トイレが少ない ・自治会、集落の集会所、公民館がバリアフリーでない	・集会で課題を持ち寄る ・様々な団体、自治会との連携をとる ・地域ごとの困りごとをまとめ行政へ
相談・情報	・障がいのあることを知らせたくない人がいる ・どこに助けが必要な人がいるかわからない ・相談先がよくわからない ・耳や目が不自由なとき会話や文字だけでは困る	・困ったことを相談できる機関をつくる ・障がいのある人も困りごとを人に話して理解してもらうようにする ・気軽に相談できる機関のPR ・障がい特性に合わせた説明、わかりやすく・字幕、図示、平易な言葉
移動・外出	・車がないと不便で生活できない ・店が遠く買い物に不自由する ・公共交通機関の選択肢が少ない ・バス停に出るまでもが遠い ・障がい者トイレ、スロープの有無のガイドブックがほしい ・障がい者専用のパーキングに車が停められてある	・移送サービスをつかえるようにする ・自分だけの力で外へ出て行くのは難しいので近所の助けがいる ・乗り物に上るための補助具や介助者 ・乗り合い（少人数）で動ける手段がほしい ・溝蓋、道路の段差などの気になる場所の情報収集

分野	障がいのある人の暮らしを取り巻く困りごと	困りごとの解決方法や役割
遊ぶ・交流	・親が同行しなくても障がいがある子たちが遊べる場所があれば ・当事者との交流が少ない ・思っていることが上手に伝えられない ・障がいのある人などの集える場所がほしい ・コンサート等での手話サポート	・元気な人のリストアップ ・障がいのある人だけのイベントを増やす ・集まりやすい場所の確保 ・とじこもりにならないように外出の機会をつくる
暮らし	・家族の人が面倒をみられなくなったときに住む所がない ・家の管理（草取り、墓）ができない ・家族への負担が大きい ・ヘルパーさんや社協の訪問活動はあるが、見守りの限界	・グループホーム施設を増やす ・地域の空き家をグループホーム再利用 ・ヘルパーをもっと使いやすく ・社協さんが買い物、掃除、草取り等の手助けをしている
医療	・精神障がいのある人の医療費の見直しをしてほしい ・1人だと病気になったときに困る	・通院補助の拡大 ・かかりつけ医による内服のコントロール
学習・教育	・近くに専門的に学べる学校がない ・学校に障がいについて理解が不足している ・学校での支援対応が同じではない	・小学校などで障がい理解につながる学習をする ・学校教育の中での当事者との交流（計画的、系統的に）
仕事	・障がいがあっても働けるので、働ける場所がほしい ・一般就労先が少ない ・働く場があっても続けられない環境がある ・雇用の場でのケアや配慮、サポート ・働いていないと社会とのつながりができない（ひきこもってしまう）	・障がいのある人の働ける事業所を増やす ・制度としての障がい者雇用の拡充 ・仕事なら職場にコーディネーターが必要 ・障がいのある人のための仕事をつくる法人または支援センター ・障がいのある人でも十分働ける企業を立地させる
障がいへの理解	・障がいについて理解がない ・発達障がいへの偏見がある ・外見では障がいがあると理解されない ・障がいを理解してもらおう場所、勉強する所がない ・研修があってもその立場の人のみ ・障がい児の家族が地域学校などで孤立しがちになる	・障がいのある人のことを知る学習会 ・テレビで福祉コーナーをつける ・地域小・中学校で障がいのある人たちとの交流をしてほしい ・障がいのことだけでなく、その人のことを知ろうとする気持ち ・障がいのある人も社会参加をする ・孤立しないような支援→サロンへの参加、訪問
助け合い	・高齢化によるリーダー不足がある	・リーダー育成が必要
行政	・個人に責任を押しつけられたら困る ・共助ということで責任が曖昧になっていっている	・行政と障がい者団体との協調

分野	困りごとの解決によってかなえられる夢や暮らし
防災	・災害が起ころうとも被害を最小限にとどめることのできる地域 ・常に災害が起きたときにどうするかという意識がある ・普段から地域とのつながりを持つことで助け合える ・災害に負けない地域力
遊ぶ・交流 ・外出	・外に出かけられる方が増える ・自分のやりたいことがやりたいときにできる ・いろいろなところに行けるから楽しみが増える ・安心して旅行に行きたい ・介助者も、ボランティアの方がいる間に自分の用事をする（買い物、パーマをかける等）
学習・教育	・仲間ができる ・多くの方々との交流、つながりができる ・生涯を通して学べることになる
相談・情報	・困ったときにはすぐに相談できる ・全ての人が全ての情報を得られる方法がある
仕事	・1人暮らしができるようになる ・給料を稼いで楽しみが増える ・社会に必要とされていることを実感できる ・（障害年金でなく）自分が働いて収入を得られ、親亡き後も安心して暮らせる ・障がいのある人について理解できた人たちとともに就労できる
障がいへの理解	・すべての人々の自立 ・オープンマインド、心のバリアフリー、思い込み、先入観がなくなる ・障がいのある人が住みやすい地域は1人1人の人権が大切にされる ・健常者の心の成長につながる
交流	・地域活動での障がいのある人の交流を楽しめる ・大きな声であいさつが飛び交っている ・みんなが手話ができてどこに行っても楽しく手話でおしゃべりができる
バリアフリー	・公共施設がバリアフリーになればみんな利用しやすくなる ・手話通訳を伴わなくても困らないような社会（最低限、役場内）
暮らし	・住んでよし、訪れてよい真庭市 ・子どもからお年寄り、障がいのある人も住みやすい地域 ・他人を思いやる人情溢れるまち ・日本一住みやすいまち 真庭
地域づくり	・お互いさまの気持ちの芽生え ・高齢者も障がいのある人も安心して暮らせる地域づくり ・共助が育てば地域のコミュニティが育成できる

<ワークショップの風景>



第4回「安心して暮らせるまちづくり」ワークショップ意見まとめ

第4回ワークショップでは、生活の様々な分野における「困りごと」、「困りごとに対する解決方法と役割」、「解決によってかなえられる暮らし」について意見を出して頂きました。

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
防災	・災害時の支援、支援者がわかりづらい ・災害時の情報伝達が難しい ・防犯カメラがない ・消防団員高齢化、入る人が少ない ・防災に対する危機意識が低すぎる ・防災対策は地域差がある ・避難場所が災害警戒区域になっている ・避難所にどのタイミングで行って良いかわからない ・除雪など近隣での支え手が高齢化 ・地震に対する備えができていない ・山が荒れて土砂災害が心配	・各世帯に非常持ち出し袋を配布 ・各自主防災組織での話し合い・強化 ・防災訓練、避難訓練をする ・地域での見守り活動 ・防災知識を高めるための勉強会 ・真庭市防災マップの周知やDVD作成 ・個人個人が危機意識を持つ ・タブレット端末を配備し、安否確認や情報伝達を行う ・一定の範囲の地区で安全が確保できる避難特区をつくる ・防災メールの100%登録 ・被災者の体験などを紹介してもらう
保険・医療・介護	・病院は医療制度改革で長期入院ができにくく、在宅支援を勧めている ・真庭市周辺地域には介護保険サービスが届きにくい	
空き家	・空き家、4件に1件（旧中和村） ・高齢者が暮らせなくなり、空き家が増えてきている	・空き家を活用して集える場をつくる ・空き家の活用とコーディネーターの育成
暮らし・生活	・周りにサポートしてもらえない人がいない ・買い物 ・パソコン等への対応 ・食事の準備 ・家の周りの整備 ・掃除できない ・日常の話し相手	・移動ショッピングカーをつくる ・宅配の活用 ・サロン活用 ・近所の力、助け合い ・買い物のサービスを充実させる ・趣味の仲間づくり ・30分600円の券←買い物、ゴミ出し（時間によって）
移動・交通	・まにわくんが活用できる地域が限られ買い物に困る ・自転車での下校で、夜暗くなって帰る時、街灯などがなくて前が見づらい ・車がないと移動困難（公共交通網） ・JRの本数が少ない ・交通が不便（病院や役場への用事等） ・小学校の統合で通学が大変そう	・タクシーの補助もしくは無料化 ・まにわくんの運用見直し、フリー乗降、買い物ツアー、増便 ・地域の方との協力 ・行政で工夫、あるいは補助金 ・ボランティアで移動車をしてあげて事故をしても補償してもらえるシステム ・シェアライドを推進

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
ボランティア	・ボランティアの時間が多く、自分の時間がつくれない ・地区での役割として活動してもボランティアと変わらない	・ボランティアにいっぱい参加したら特典（褒美）がある ・少ない賃金で活動してもらう ・シルバー人材センター、有償ボランティアにお願いする
子ども・家族	・子どもが遊べる公園少ない（遊具が減少） ・地域の登下校見守り隊の高齢化 ・親子の話し合いできていない ・家長の影が薄い ・昔のことを思えば子どもが少ない ・小学校の統合で地域から学校がなくなるのでは？心配	・公園をつくる ・遊具がなくてもできる遊びをするイベントなどを開く ・公園でけがをしても行政の責任にしない ・真庭市内の公園活用 活用されていない場所がある
地域交流	・お祭り等伝統行事が衰退していく ・居場所、人とのつながり ・高齢化、減少に伴い、地域の委員役員の選出や集落の維持ができない ・交流の場や世話をする人がいない ・若い人が地域にいないので、サロンなどを開けない ・近所の方と気兼ねなく話せない	・社協の「たすけあい事業」、市の「地域ケア会議」等があるが、担い手不足のため一本化して充実させたい ・定期茶会開催、サロン ・個々が役割を意識する ・自治会の仲間づくり ・和づくり（コミュニケーションの場をつくる）
高齢者	・1人暮らし高齢者の方の食事、入浴、洗濯、ゴミ出し、買い物、外出、病気、見守り等の支援 ・高齢者への通達文等を読むことも記入も困難な方への配慮 ・高齢による産業の衰退（農業の担い手不足） ・非常時の通報システム、安否確認 ・声かけを試みているが、どこまで入り込んで良いのか難しい ・高齢者増加で自治組織継続の危機 ・家庭へのとじこもり ・交通手段の問題（移動手段、自転車や車が運転できなくなる） ・お年寄りが手足不自由 ・生計悪化 ・施設に入りにくい ・近所の人と会うことが減った ・認知症の方の暮らし	・移動販売で買い物難民を救う ・世代交流の場をつくる ・定期的巡回（見守り）社協中心として ・（簡単な）テレビ電話 ・水の使用料で安否確認できるシステム ・NTT非常通報サービス（システム） ・見守りネットワーク、まにわのわ ・真庭市介護保険サービス事業所への働きかけ ・介護支援専門員の活用 ・地域内での声かけ、コミュニケーション ・行政は御用聞きになる ・行政手続きの代行（通知・申請） ・いきいきサロンなどで支援をする ・自治会で定期的に相談する、仲間づくり（ゴミ、日常生活）
若者	・若い方の結婚支援がない ・若い方の交流の場（遊ぶ場）はあるのかな？ ・大学がない ・Ｉターンを受け入れる	・アミューズメントパークをつくる

分野	身近で困りごとを抱えている人や地域の困りごと	困りごとの解決方法や役割
相談	・誰に相談して良いかわからない ・市役所で課の異動によりまた一からの相談になり時間がかかる	
就労	・働く場所がなくて生活の糧が得られない ・真庭市の賃金が安い ・定職に就けない、ひきこもりがち ・帰郷したいが就職先がない	・ハローワークへの移動の足 or 人間 ・企業に職場体験等受け入れ態勢をつくってもらう ・雇用後のサポート活動を充実させる ・企業に向けて研修活動を行う！
土地	・耕作放棄地が増えている ・農地活用 ・草焼き	・花畑をつくる ・JAが主体となり法人化？ ・地域おこし協力隊員に相談してみる
障がい者	・障がいのある人や団体に対する予算が少なすぎる ・理解がされない ・公共施設以外はバリアフリーが進んでいない、外出に支障 ・必要な情報が入手できない ・交流の場があるのか ・相談相手は家族、近親者がほとんどである ・障がいのある子どもの教育、学校の受け入れ ・お金の管理、経済面 ・目の見えない方に信号が変わったことが伝わらない ・事業所が少ない ・働く先が少なそう ・市内に障がい者グループホームが1か所のみ	・情報管理の方法をマニュアル化し、信頼感のある組織化を進める ・町内会役員として声かけ、回覧板内容伝達 ・福祉計画の中に障がいのある人や高齢者が参加した訓練を行う ・周知活動を積極的に実施する ・障がいの理解を広める（講演やパンフレットなど） ・中・高生に、ボランティアに参加してもらう ・相談などを受けるサポーターを養成する研修会を開催する ・専門的な教育を受け入れる学校を誘致する ・ヘルパーの方の数や事業所を増やす ・交通に関するサービスを充実させる

分野	困りごとの解決によってかなえられる夢や暮らし
防災	・最低限、衣・食・住が確保できる ・真庭市への移住が増えるかもしれない ・市全域に自主防災組織ができ、安心して避難できるまちづくり
移動・交通	・生活の範囲が広がる ・外へ遠くへ積極的に出かけることができる ・事故が減る ・車がなくても大丈夫
子ども・家族	・子どもたちの体力向上 ・家庭に後継者ができる
就労	・自分のしたい仕事が見つかる ・安心して働くことができる ・若者の雇用が生まれる
ボランティア	・ボランティアが増えて、1人あたりの負担が減る

分野	困りごとの解決によってかなえられる夢や暮らし
高齢者	・ 高齢者の生活の質（ＱＯＬ）がアップする ・ 高齢者の方が元気に楽しく安心して幸福に暮らせるまち ・ 高齢者の生きがいが増えて健康になる ・ お年寄りがおしゃれになり、気持ちが若返る ・ 高齢者を見守る、助け合う、お互いさま
暮らし	・ 日常的な会話ができ、独居感がなくなる ・ 経済の良循環が生まれる ・ 安心して暮らせる ・ 全国から注目される！ ・ 野の花を愛でる気分になれる ・ 余暇活動の充実が図れる、楽しく過ごせる ・ 明るく幸せを感じられる暮らし ・ 買い物を楽しめる ・ 市、サポートの支援が充実 ・ 生活しやすい地域「まにわ」 ・ 少ない年収でも生活できる
地域交流	・ 住民会、自治会、ご近所の深い交流があれば助け合いができる ・ 困ったときにどうすれば良いか悩むことが少なくなる ・ みんなが地域のことを考えるように ・ 声かけの達人になる ・ 互助・共助・公助の連携が可能になる 互助や共助だけではダメ ・ 異世代交流ができる ・ 昔からの風習などを次世代に伝えていくことができる ・ 交流の場となり人生いきいき ・ 友達ができる、仲間づくり
若者	・ 若者人口、移住者が増える→税収アップ ・ 若い人は都市（大学）へ人口出る ・ 結婚して帰る！働きやすい職場
障がい者	・ 「合理的配慮」について意識する ・ 自立できる ・ 障がいの理解が広まる ・ 市外の学校行かなくても真庭市で子どもが家族や地域の人と一緒に育つことができる ・ 人間関係が広がる ・ 安心して人と関わることができる

<ワークショップの風景>



国の制度・動向

(1) 各制度の変遷

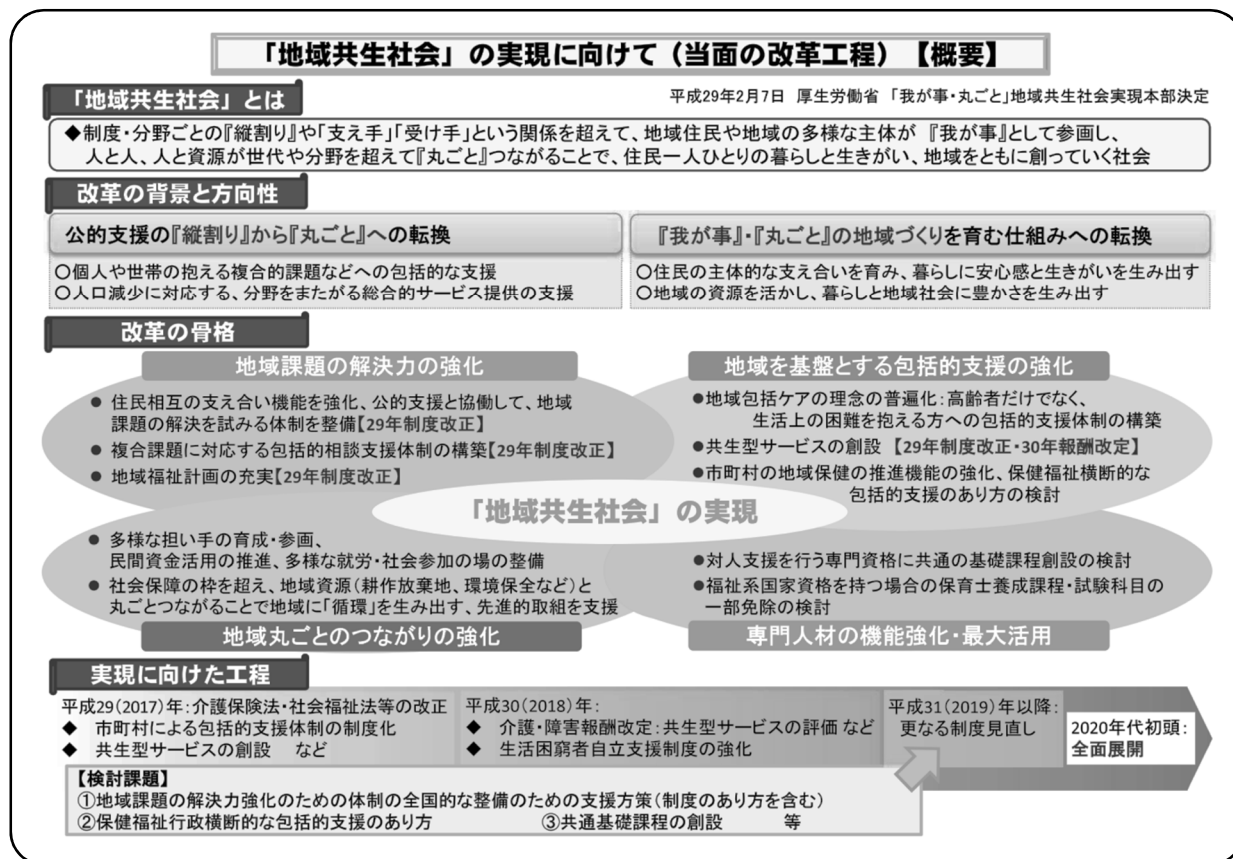
年	高齢者施策	障がい者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置付け ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体・知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設等	障害者自立支援法 ・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化等	子ども・子育て応援プラン	自立支援プログラム導入	
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行 ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設		子ども・子育て関連三法 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点など）		
2013	・総合事業の創設	障害者総合支援法施行 ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加		生活保護法改正 ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	
2014	医療介護総合確保推進法 [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等			生活困窮者自立支援法制定 ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定	

年	高齢者施策	障がい者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2015					社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
2016	新たな福祉の提供ビジョン				
		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
	ニッポン一億総活躍プラン				
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置				

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障がいのある人などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を指します。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。

■「地域共生社会」の実現に向けた改革工程



■「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格の概要（抜粋）

地域課題の解決力の強化

- 身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり。
- 地域に多様な集いの場を整備する。
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組を促進する。
- 地域住民の支え合う力を育むとともに、民生委員児童委員、市民後見人など地域生活を支える人材の活動の促進や育成を進める。
- 勤労世代が地域の活動に参加することができるよう、ボランティア休暇制度の普及促進、テレワークの普及促進などに取り組む。

地域丸ごとのつながりの強化

- 生活困窮者、高齢者、障がい者などへの居住支援を進める。
- 様々な課題を抱える人が地域での就労又は活動に参加しやすくなるよう、就労の場づくり等の支援体制を強化する。
- 退職高齢者について、多様な雇用・就業機会の創出や支え合い活動の拠点など社会参加の場の創出を行う。

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等にまたがり、また、地域住民による支え合いと連動した、包括的支援体制の構築に向けた取組を推進する。
- 「共生型サービス」の創設に伴い、サービスの整備を進めていく。



真庭市地域福祉計画等策定委員会設置規程（一部改正）

（設置）

第1条 真庭市地域福祉計画及び真庭市障がい者計画・障がい福祉計画（障がい児福祉計画）（以下「地域福祉計画等」という。）の策定に当たり、地域福祉と障害者に関することについて総合的な計画の検討及び推進を図るため、真庭市地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について調査し、及び検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- （1） 地域福祉計画等の策定に関すること。
- （2） 地域福祉計画等におけるその計画的事業推進に関すること。
- （3） 社会環境、住民ニーズの変化等に伴う地域福祉計画等の見直し・評価に関すること。
- （4） その他地域福祉計画等の事業推進に関する保健、福祉、教育等の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 行政関係者
- （2） 保健医療関係者
- （3） 障害者団体関係者
- （4） 福祉関係者
- （5） 学識経験者
- （6） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、その職にあることによって委員となった者の任期は、その在職期間とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の多数決で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、小委員会を置くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、真庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年真庭市条例第47号）に基づき支給する。ただし、真庭市職員についてはこの限りでない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月17日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

真庭市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

任期：委嘱の日 29.5.18 から 32.3.31 まで

	分野	所属	委員役職	委員氏名	備考
1	保健医療関係者	真庭市医師会	医師	池田 文昭	副委員長
2		向陽台病院	ケースワーカー	矢木 公久	
3		真庭市愛育委員会	会長	杉本 喜美恵	
4	障害者団体関係者	旭川荘真庭地域センター	所長	須田 篤人	
5	福祉関係者	真庭地域自立支援協議会	会長	宮川 幸男	
6		真庭市社会福祉協議会	事務局長	國米 みどり	
7		真庭市老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム 千寿荘 荘長	小泉 立志	
8		真庭市老人クラブ連合会	代表	小林 寿満夫	
9		NPO法人子育て支援の会 サポートあい	代表	庄司 憲子	
10		真庭市ボランティア連絡協議会	副会長	國本 幸恵	
11		真庭市シルバー人材センター	事務局長	篠山 宏之	
12	学識経験者	真庭市民生委員児童委員協議会	会長	三船 昌行	
13		新見公立短期大学	教授	山本 浩史	委員長
14	市長が必要と認める者	真庭市消防団	副団長	小野田 賢祐	
15	行政関係者	真庭市健康福祉部	部長	稲田 隆司	
事務局		健康福祉部 福祉課	課長	河本 京子	
			参事	谷岡 孝久	
			参事	石田 美智香	
			主幹	中島 みゆき	
			主査	三船 哲弘	

平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度） 地域福祉計画等策定ワーキンググループ担当者名簿・会議状況

【平成 28 年度（2016 年度）ワーキンググループ担当者名簿】

所属	職種	氏名
危機管理課	主 幹	古林 博美
総合政策課	主 査	小谷 佳嗣
財 政 課	主 査	小藤 博之
健康推進課	上級保健師	高坂 明美
子育て支援課	主 幹	庄司 知明
高齢者支援課	主 幹	横山 孝義
福 祉 課	課 長	河本 京子
	主 幹	石田 美智香
	主 幹	中島 みゆき
	主 幹	山本 葉子
	主 査	三船 哲弘
	主 任	村松 諭
	上級社会福祉士	三村 奈津希

【平成 29 年度（2017 年度）ワーキンググループ担当者名簿】

所属	職種	氏名
危機管理課	主 幹	山本 訓義
総合政策課	主 査	小谷 佳嗣
財 政 課	主 査	八木 和樹
交流定住推進課 兼務総合政策課	主 任	河本 直貴
くらし安全課	主 査	柳生 晴彦
健康推進課	参 事	安藤 紀子
子育て支援課	参 事	山岡 睦江
高齢者支援課	主 幹	横山 孝義
福 祉 課	課 長	河本 京子
	参 事	谷岡 孝久
	参 事	石田 美智香
	主 幹	中島 みゆき
	主 査	三船 哲弘
	主 査	村松 諭
	上級社会福祉士	三村 奈津希

【庁内ワーキンググループ会議開催状況】

会議	年月	内容	備考
第1回	平成29年 (2017年)2月	地域福祉計画についての説明 ・ワーキンググループの役割について ・計画策定スケジュールについて ・策定委員の選出について ・住民ニーズ調査・分析方法について	方向性・ 分野別取 組の確認
第2回	平成29年 (2017年)3月	地域福祉計画内容についての審議 ・計画策定スケジュール(案) ・アンケート調査票(案) ・ワークショップについて ・現行計画の評価・検証実施方法	方向性・ 分野別取 組の確認
第3回	平成29年 (2017年)5月	地域福祉計画内容についての決定 ・アンケート調査票(案)決定 ・ワークショップの実施方法決定 ・現行計画の評価・検証実施方法決定	方向性・ 分野別取 組の確認
第4回	平成29年 (2017年)10月	地域福祉計画(素案の案)の内容確認	方向性・ 分野別取 組の確認
第5回	平成30年 (2018年)2月	地域福祉計画(案)の最終確認(市民意見の反映・国ガイドラインの反映・委員会設置規程の一部改正)	方向性・ 分野別取 組の確認

用語解説

A～Z

■DV ドメスティックバイオレンス (Domestic Violence)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力を指す。身体的、精神的、経済的、性的等、あらゆる形の暴力が含まれる。

■ICT アイ・シー・ティー (Information and Communication Technology)

情報通信技術。単なる情報技術ではなく、多様で自由かつ便利なコミュニケーションの技術を示した言葉。

■NPO エヌ・ピー・オー (Non Profit Organization)

NPO法(特定非営利活動促進法)に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体。特定非営利活動法人のことであり、政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

ア行

■愛育委員

乳幼児から高齢者まですべての住民にとって健康で明るく住み良い地域にするため、行政と協力しながら活動している健康づくりボランティア。

■栄養委員

市民一人ひとりが充実した豊かな人生を過ごせるよう、食生活改善活動や健康づくりのための運動普及活動を行っている地域の健康づくりボランティア。

カ行

■関係人口

「地域に関わってくれる人口」のことを指し、市外に在住していても、一定の周期で地域に通ってくれたり、何らかの形でその地域を応援してくれる人たち。

■虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

■キャラバンメイト

キャラバンメイト研修を受講・登録した、認知症サポーター養成講座の講師役となる人。

■協働

複数の主体が、対等な立場で何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

■告知放送

行政情報などを、行政情報告知端末を通じて「音声」で発信するサービス。

■子育て世代包括支援センター

妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する拠点。

■コーディネーター

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整を行う。

サ行

■災害ボランティアセンター

災害発生時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れの調整やマッチング活動を行う拠点。

■手話奉仕員

手話奉仕員養成講座を修了した人。自分の話す簡単な会話を手話で表すことができる人。（「手話通訳者」は、聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人のコミュニケーションを、手話を用いて通訳を行う人。一定の技術が必要であり、手話通訳全国統一試験等を合格した人。）

■障害者相談員

身体障害者相談員、知的障害者相談員を指し、障がいのある人の福祉の増進を図るため、障がいのある人の相談に応じ、必要な指導、助言を行う。

■シルバー人材センター

健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人。

■生活困窮者

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築の機能を担う人。

■青少年相談員

青少年の健全育成や問題行動の予防、抑止に向け、相談や補導等の活動を行う人。

■成年後見制度

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が、財産管理や身上監護で不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てを行い代理権や同意権・取消権の付与を受けて、その人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けてもらう仕組み。

タ行

■たすけあい号

社会福祉協議会が社会福祉団体、ボランティア団体及び社会福祉施設等が行う福祉向上のために各種研修会、スポーツ、レクリエーション等の活動に対して貸出する車両を指す。

■地域ケア会議

地域住民、民生委員・児童委員、愛育委員、福祉委員、保健・医療・福祉の専門家等がニーズを抱える方の福祉等の課題について話し合い、解決方法等を検討する会議。

■地域包括ケアシステム

平成37年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で包括的な支援・サービスが提供できる体制のこと。高齢者だけでなく、障がい者、子ども・子育て分野への仕組みの拡大が求められている。

■地域見守りネットワーク事業「まにわのわ」

高齢者、子ども及び障がいのある人の異変を早期に発見し、または行方不明などの緊急時に適切な支援を行うための、市と協力事業者及び協力者の相互に連携と地域での見守り体制による安全・安心の支援体制。

■地方創生

市民が安心して働き、希望どおり結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくるという考え。

ナ行

■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものを指す。

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が十分でない人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

■認知症

記憶障がいから始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

■認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受け、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人が家族を温かく見守る応援者となる人。

ハ行

■パブリックコメント

行政が政策や計画などを立案するに当たり、計画等について公表し市民の意見等の提出を求めるなど、市民からの意見をくみ取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度。

■バリアフリー

「バリア（障壁）」を「フリー（除く）」であり、障壁となるもの取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いだけでなく、人々の理解や配慮（心のバリアフリー）などの広い意味で用いられている。

■避難行動要支援者

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へと避難するなどの適切な行動をとることが困難な人（寝たきりの高齢者や障がいのある人、妊婦、乳幼児など）を指す。

■福祉委員

地区社協、自治会、民生委員・児童委員、地域ボランティアとともに、住みやすい福祉のまちづくりを進めるため、身近な地域の見守りや声かけ、支え合い、助け合いの活動を行う人。

■福祉移送サービス

日常の外出において他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、外出を支援するサービス。

■福祉避難所

災害発生後、高齢者や障がいのある人など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対し、ケアが行われるほか多目的トイレや手すり、スロープなどの特別な支援や配慮が図られている避難所のこと。真庭市では市内の老人福祉施設や障害者支援施設と福祉避難所の協定を結んでいる。

■ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

マ行

■真庭ひかりネットワーク

市内全域に光ファイバ網を構築し、市民の加入形態に合わせてテレビ放送や音声告知放送などを提供しているサービスの名称。

■民生委員・児童委員

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う人。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う人。民生委員がこれを兼ねる。

ヤ行

■ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル（普遍的、全体）」という言葉が示すように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることを指す。

■ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）

ゆとりのある車内空間や車いす乗降口及びスロープの整備など、高齢者・障がいのある人のほか、妊産婦や子ども連れの人等、様々な人が利用しやすいよう配慮がされたタクシー車両。

■要約筆記者

難聴や聴覚障がいのある人で手話の分からない人のために手書きやパソコンなどの文字でコミュニケーションの支援を行う人。一定の技術が必要であり、全国統一要約筆記試験に合格した人。